

(第一類 第九号)

第九十五回国会  
衆議院商工委員会

(三六六)

昭和五十五年五月六日(火曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長

塩川正十郎君

理事 野田  
堀内 光雄君  
理事 清水 勇君  
理事 近江巳記夫君

天野 公義君  
辻 英雄君  
原田昇左右君  
水平 豊彦君  
石野 久男君  
上坂 昇君  
中村 重光君  
山本 幸一君  
木内 良明君  
森田 景一君  
横手 文雄君

佐々木義武君

出席政府委員

通商産業大臣

佐々木義武君

出席國務大臣

公正取引委員会

事務局取引部長

公正取引委員会

事務局審査部長

経済企画庁調整局

経済企画庁物価局

経済企画庁調査局

通商産業省貿易局

花岡 宗助君

房審議官

真野 温君

神谷 和男君

藤井 直樹君

廣江 運弘君

田中誠一郎君

同月二十八日

同月二十九日

同月三十日

同月三十一日

同月二日

同月三日

同月四日

同月五日

同月六日

同月七日

同月八日

同月九日

同月十日

同月十一日

同月十二日

同月十三日

同月十四日

同月十五日

同月十六日

同月十七日

同月十八日

同月十九日

同月二十日

同月二十一日

同月二十二日

同月二十三日

同月二十四日

同月二十五日

同月二十六日

同月二十七日

同月二十八日

同月二十九日

同月三十日

同月一一日

同月二日

同月三日

同月四日

同月五日

同月六日

同月七日

同月八日

同月九日

同月十日

同月十一日

同月十二日

同月十三日

同月十四日

同月十五日

同月十六日

同月十七日

同月十八日

同月十九日

同月二十日

同月二十一日

同月二十二日

同月二十三日

同月二十四日

同月二十五日

同月二十六日

同月二十七日

同月二十八日

同月二十九日

同月三十日

同月一一日

同月二日

同月三日

同月四日

同月五日

同月六日

同月七日

同月八日

同月九日

同月十日

同月十一日

同月十二日

同月十三日

同月十四日

同月十五日

同月十六日

同月十七日

同月十八日

同月十九日

同月二十日

同月二十一日

同月二十二日

同月二十三日

同月二十四日

同月二十五日

同月二十六日

同月二十七日

同月二十八日

同月二十九日

同月三十日

同月一一日

同月二日

同月三日

同月四日

同月五日

同月六日

同月七日

同月八日

同月九日

同月十日

同月十一日

同月十二日

同月十三日

同月十四日

同月十五日

同月十六日

同月十七日

同月十八日

同月十九日

同月二十日

同月二十一日

同月二十二日

同月二十三日

同月二十四日

同月二十五日

同月二十六日

同月二十七日

同月二十八日

同月二十九日

同月三十日

同月一一日

同月二日

同月三日

同月四日

同月五日

同月六日

同月七日

同月八日

同月九日

同月十日

同月十一日

同月十二日

同月十三日

同月十四日

同月十五日

同月十六日

同月十七日

同月十八日

同月十九日

同月二十日

同月二十一日

同月二十二日

同月二十三日

同月二十四日

同月二十五日

同月二十六日

同月二十七日

同月二十八日

同月二十九日

同月三十日

同月一一日

同月二日

同月三日

同月四日

同月五日

同月六日

同月七日

同月八日

同月九日

同月十日

同月十一日

同月十二日

同月十三日

同月十四日

同月十五日

同月十六日

同月十七日

同月十八日

同月十九日

同月二十日

同月二十一日

同月二十二日

同月二十三日

同月二十四日

同月二十五日

同月二十六日

同月二十七日

同月二十八日

同月二十九日

同月三十日

同月一一日

同月二日

同月三日

同月四日

同月五日

同月六日

同月七日

同月八日

同月九日

同月十日

同月十一日

同月十二日

同月十三日

同月十四日

同月十五日

同月十六日

同月十七日

同月十八日

同月十九日

同月二十日

同月二十一日

同月二十二日

同月二十三日

同月二十四日

同月二十五日

同月二十六日

同月二十七日

同月二十八日

同月二十九日

同月三十日

同月一一日

同月二日

同月三日

同月四日

同月五日

同月六日

同月七日

同月八日

同月九日

同月十日

同月十一日

同月十二日

同月十三日

同月十四日

同月十五日

同月十六日

同月十七日

同月十八日

同月十九日

同月二十日

同月二十一日

同月二十二日

同月二十三日

同月二十四日

同月二十五日

同月二十六日

同月二十七日

同月二十八日

同月二十九日

同月三十日

同月一一日

同月二日

副総理、李強对外貿易部長、唐克冶金工業部長、高揚文石炭工業部長、これら二人の副総理と大臣にお会いいたしまして、約四日にわたりまして午前、午後と非常にハーデスケジュールでいろいろお話し申し上げました。

基本的にはほとんど合意に達した事項ばかりでございますけれども、合意に達しない事項に関しましても今後とも検討を約することにいたしました。でたいま新日鉄と向こうと合併でやつておりますが、上海宝山の製鉄所の建設状況を視察いたしました。再来年には完成でございますけれども、大変スケールの大きい近代的な銅鋼一貫の大製鉄所が向こうへでける、その現場を見せてもらいました。それが主な内容でござりますけれども、その中で主たる事項を申し上げます。

まず、石油開発でございます。これに関しましては、従来は海外、外国企業との開発協力は、皆さんも御承知のようになじみますか、海上油田の開発が主であったわけでございますけれども、私どもはそれにはほとんど参加しておりませんので、今度はぜひ陸上の方にもひとつ参加させてもらいたいということで、大港油田及びその他渤海湾陸上の油田の探査、開発に協力方を申し込みましたところ、向こうは原則的に賛成いたしましたということで、合意いたしました。これは大変大きい収穫だったと思っております。それ以外の奥地の方も、日本で申込みがあれば自分の方では受ける用意があるということで、石油の開発に関しましては将来とも大変希望持てるのじやなかろうかと思っております。

それから石炭開発に関しましては、たまたま輸銀の開発ローンで七つばかりの対象個所があるわけですが、そのうちの三つは合意をいたしました。それはよろしい。その残りの四つと、それから輸銀のローンじゃなしに、合併あるいは補償貿易方式という方式で四ヵ所ばかり協力方の要請が来ておりましたけれども、その地点と、八ヵ所、それに大同等の新しい地点も加えて

もらいたいとこちらから申し込みいたしました。その点等ひらくて新しい調査団を出して調査させてもらいたいという話を申し上げましたところ、向こうの方は、輸出入銀行のローンに関しては相談し合いましょうということでお話でございました。ですから石炭関係といったしまして、三つだけはすぐかかりますけれども、それ以外は調査団を出す、その出し方、時期、どこそことにいたような問題はこれから相談をして、検討した上で決めていきましょう、こういうことにして帰ってきました。

それから石炭液化に関しては、向こうもぜひ共同でやりましょうというお話をございましたので、六月に日本からミッションを出します。それから長期貿易取り決めでございますけれども、この中で、石炭に関しましては八九年に一千万トン日本としては引き取りの用意があるので、日本側の需要家の希望に合わせよう炭種、炭質等考えてもらいたいといふお話をしましたところ、向こうは、それではこちら側からそういう資料をひとつ出してもらえないか、それに応じまして自分の方で輸送状況等も勘案しながら考えてみます。向こうは、それではこちら側からそういうふうに考えてございます。

○後藤委員 いまお聞きをいたしましたのは、信用保険法の改正と関連をいたしまして御質問をしてみたいと思ったのですから冒頭にお伺いをしたわけです。

以上、大きめでございますけれども、今度の訪問で私は大変成功をおさめてまいったというふうに考えてございます。

○佐々木国務大臣 ちょっと一言だけ。先ほどの発言で、石炭の一千万トン引き取り問題でござりますけれども、年度を八九年と言つたそでございまして、これは八五年でございますので、訂正しておきたいと思います。

○左近政府委員 最近の倒産、とりわけ連鎖倒産の動向、それから今後の見通しということでございますが、中小企業の倒産件数は五十四年のちょうど年央くらいまでは前年の同月水準を下回るというふうな傾向でございましたけれども、昨年の六月に日本からミッションを出します。そこで、向こうも大変その点では感謝しております。

それから、先ほど申しましたように向こう側でちょうど調整期でございますので、その長期計画樹立に関しまして、私も今度参ったのですから、できればわが方から事務次官以下そういう計画に多識の方を中国に派遣してお役に立てたいがどうでしょうかと申しましたら、華國鋒総理は、大変結構だ、ぜひひとつ早くよしてくれ、いままでの日本の経験もいろいろあるらし、また、最近ビジョン等もつくったそうですから、そういう点もあわせて自分らの計画の参考にいたしたい、ぜひひとつ早く送ってくれと二回ばかり繰り返して申しておきましたので、その点は実施したいと思っております。

なお、五十四年の累計は一万六千件でございましたけれども、最近の、五十五年三月の実績では大体千四百件余りということで、いわゆる危機ラインには達しませんけれども、相当高い水準といふことでございます。

さて、五十二年の一万八千件に次ぐ史上第一位となりました。こういうふうなことで、先行き大変心配をいたしております。

四月についてはまだ正確な集計は出でおりませんが、その調査をしておるところに形勢を聞いてみますと、四月は二月とほぼ横ばいがちょっとと多い程度で、このようござりますので、心配が実現して非常に悪化するというほどにはなつておませんけれども、客観的な経済情勢を見ますと、原材料価格の値上がりとかあるいは金融の引き締め等々心配な要因もござりますので、これについてではやはり先行きを十分監視しながら対策を進めいく必要があるうと、うふうに考えております。

なお、連鎖倒産でございますが、これは倒産件数の中で大体一、二%を占めておりまして、この比率は最近若干増加の傾向を示しているといふことでございます。

いずれにいたしましても将来十分警戒をしなが

ら見守つてまいりまして、適時適切な対策を講じ

ていかたいというように考えております。

○後藤委員 長官、いまの御答弁ですが、二月と

三月に公定歩合が引き上げられたわけですから

も、これが相当影響を与えてきているというよう

に判断をしていいでしようか。

○左近政府委員 公定歩合の引き上げということ

は、結局金融引き締めということで中小企業の經

営に影響が出てくるわけでございますが、現在の

ところ、三月までの事態はそれほどこの引き締め

が現実化しておるという数字は出ておりません。

ただ、この三月時点くらいで調べてみると、こ

の四月から六月にかけて相当引き締まるのではな

いか、それが非常に不安であるというふうな調査

結果が出ております。また、われわれが考えまし

ても、これからがいいよこの影響が出てくる時

期ではないかというふうに判断をしております。

○後藤委員 共済事由発生率も大分高いようで、

いまの一ヶ月のうち約二千五百件くらいとい

うように聞いているわけですけれども、共済制度

がこの倒産防止に果たしてきた役割りといふもの

をどのように見ておられるのか。

それから加入者で、連鎖倒産で倒産してしまつ

たという事例があるのでしょうか。あるいはま

た、加入者の取引先企業の倒産の特色はどういう

傾向を見せておるのか、こういった点についてお

伺いをしたいと思います。

○廣瀬政府委員 中小企業倒産防止共済に絡めた

数字でござりますけれども、加入者が二年間で約

二万一千件を超えておりますけれども、そのうち

で二千件強がいわゆる共済事由発生として共済金

の貸し付けを受けているわけでございます。もちろ

んこの貸し付けを受けた者は、幸いにして連鎖

止処分の例が一番多うございまして、二千件以上でございます。

なお、加入者の取引先企業の倒産の特徴を統計的に見ますと、この共済制度の運営でございます。けれども、倒産形態として、いわゆる銀行取引停

止処分の例が一番多うございまして、二千件以上

のうちの八〇%を超えております。これに次ぎま

しては、和議開始の申し立てが八・四%でござい

ます。このほか破産の申し立てが五・三%等でございます。

なお、参考までに業種についてみますと、相手

の先の倒産の業種は製造業が三六%強、卸売業が二

三%強、建設業が二〇%強でございまして、この

三つの業種で全体の八〇%を占めているわけでござります。

○後藤委員 お伺いしますと、加入者で連鎖倒産

の被害にあつた、倒れてしまつたということがな

かった、それからまた先ほどの御答弁をお聞きし

ますと、この制度が発足したということは非常に

よかつた、倒産防止に大きな役割りを果たした、

こういうように理解できるわけですけれども、そ

ういたしますと、この法律案が審議をされており

ました五十二年、その際に当時の児玉次長は、二

年間で十万くらい、五年間で七十万件ぐらいの加

入を一応見通しをしているのだ、こういうふうに

答弁をされておりました。これだけ私どもが期待

をしておった制度であっただけに、その当初の見

通しから見ますと、相当努力はされているのでし

ょうけれども、いまの実績の二万一千件というの

は余りにも加入率が少ないようになります。

なぜこの加入がこんなに低かったのか、当初の見

通しが高過ぎたのか、あるいは何かほかに欠陥が

あったのかどうか。二十一條で見直しの条文がござりますけれども、その見直しが、二年でこの改

正案が提起をされるというところになってきたわ

けですが、この加入が余りにも少ないということ

に対してもどのように考えておられるのか。それか

ら今度の改正案でこれから加入者がどのように

見込まれるのか、どういう見通しを立てておられ

るのか、お伺いをしておきたいと思います。

○廣瀬政府委員 まず最初の御質問にお答えいた

しますが、御指摘のとおり、倒産防止共済制度の加入者が当初の見通しをかなり下回っているわけ

でございますけれども、私どもその理由としまして、大きく分けて二つ考えております。

その第一は、そもそも倒産防止共済制度という

のは世界に例のない制度でございまして、この新

制度の発足当初におましましては、やはり普及の不足とか加入促進体制が十分に整わなかつた、こう

いうような理由がかなり大きく効いているものと

思います。あわせて、この制度をつくりました五

十二年度の後半あるいは五十三年度の前半には倒

産が非常に多くございました。したがつて積極的

な加入があつたわけでございましたけれども、その

後若干倒産件数が下火になつたということも影響

しているものと思うわけでございます。

しかし、第二の理由としまして、私ども基本的

な事柄と考えておりますのは、中小企業者の要望

あるいはニーズといったものにこの新しい制度が

十分にマッチしていたものかどうか、その点を深

く反省するわけでござります。私ども昨年の初め

以来、中小企業関係者からいろいろ制度の改善に

ついて要望を伺つておりますけれども、その内容

を伺つてみると、新しい制度だけに改善すべき

点が多くある、このように考えたわけでございま

す。

なお、今後の加入の見通しいかんということでお

ざいますが、御指摘のとおり従来は年間十万件

と考えておりましたけれども、五十五年度につき

ましては八万件を目標に加入を促進してまいりました

と考えております。

○後藤委員 八万件といいますと、五十五年度に

約四倍に上げていかなければならぬ。いまのよ

う宣伝の体制ではいささか心もとないのでな

いだろかという心配もいたしておりますけれども、その中で二点ばかりちょっとお伺いしておきたいのです。

一つは、倒産防止という名称について、もう少

しい知恵がないのだろうかという声をあるとこ

ろで一、三の中小企業者からお聞きいたしました

た。恐らく皆そういう気持ちを持ってるので

ないだろうか。これは加入する側もそうでしょう

し、それから親企業といいますか元請の場合も、

その下請の企業が倒産防止共済に入るのだとい

うことに対して、いかにもおまえのところは倒産の危機があるから、心配だから加入しておくるのだと

言わんばかりの受け取られ方をされはしないだろ

うか、そういう感じがするわけです。そこで、こ

の倒産防止という名称について、ほかにいい名称

が考えられなかつたのかどうかはよくわかりませ

んけれども、どのようにお考えになつてあるかと

いうことが一点。

それから、五十五年度に八万件にしていくとい

うのは大変な努力が要ると思ひます。やはり親企

業なり元請なりに対する指導がこれからは特に必

要になつてくるのではないだろうかと私は思うの

ですね。むしろ親企業の方が加入することに対し

て圧力をかけていくというような心配がないだろ

うか。そういう意味で、親企業、元請に対する指

導をどのようにお考えになつていらつしやるの

か、お伺いをしてみたいと思います。

○左近政府委員 まず名前の件でございますが、

確かに倒産防止というと倒産しそうだということになつてくるのではないだろうかと私は思ひうる

ですね。むしろ親企業の方方が加入することに対し

て圧力をかけていくというような心配がないだろ

うか。そういう意味で、親企業、元請に対する指

導をどのようにお考えになつていらつしやるの

か、お伺いをしてみたいと思います。

○左近政府委員 まず名前の件でございますが、

確かに倒産防止というと倒産しそうだだ

いと思います。それから第一点でございますが、おつしやると

おり親企業のこれについての理解がなければ下請

企業等についてこういうものの制度がなかなか普及しないということは事実でございますし、また、この連鎖倒産が下請関係に非常に起こりやすいことはわれわれ考えております。したがいまして、この親企業に対するPRについては、御指摘のとおりわれわれも十分努力をしていきたいたと考えておりまして、これは政府あるいは商工会議所その他いろいろな団体にもPRを委託しております。ことに商工会議所などは親企業も入っておるわけでございますので、そういう点で、そういったPRを今後十分進めてまいりたいといふうに考えております。

○後藤委員 委託団体の数ですね。まあ、商工会議所、商工会议あるいは中小企業団体中央会等があるわけですが、その中で、特に中小企業団体の傘下組合が大変多うございますけれども、これがどうも少ないのでないかというように思います。こうした傘下組合に対する委託先の拡大が必要じやないかと思いますけれども、いかがでしょか。ちょっと少ないようになりますが、数についてもお答えをいただきたいと思います。

○廣瀬政府委員 協同組合等の組合を通じます加入が容易となりますように、中小企業中央会が事業団の承認を得まして、会員であります協同組合等に加入申し受けの受け付け等の業務を再委託、これを復託と言つておりますけれども、再委託をしております。こうすることによりまして制度の普及、加入の促進を図つてあるところでございますが、ことしの三月末現在の復託組合数は三百五十九組合でございます。本制度の趣旨にかんがみますと、加入者の増大を図つていくことが中小企業者の経営の安定に寄与するわけでございますので、今後ともこの復託組合の増加に努めてまいりたいと考えております。

者がある年限掛け金を積み立てておきまして、その積み立てた額に応じてそれ相応の共済の利便を得られるというのが共済制度の本体でございます。したがいまして、共済制度の趣旨からいいますと、やはり何年間かの掛け金を掛けるということが本来の趣旨であるということをごぞいます。ただ、あの際特例一括前納制度を特に置きましたのは、ちょうど倒産が非常に頻発いたしまして何とか対策を講じなければいけない、しかも共済制度でござりますとすぐに措置を、つまり貸付金を得られないということから、いわば緊急避難的な意味で特例前納制度というものを、共済の本旨にはそぐわないけれども一年間だけ置くということにしたわけでござります。

ども、やはり一括前納制度と同時に、また毎月何万円の積み立て、両方あっていいと私は思うのです。そんなにしゃくし定規にする必要ないじやないですか。皆さんの方のほうはこの制度というものは十分に熟しておつて、そしてこれを利用すれば倒産の際には大変なメリットがあるんだといふよう理解をされておりますけれども、たくさんの中企業者というのは毎日そのことを考えていいないです。ただ、さてという緊急事態になつて初めて何かいい制度はないだらうかというのが実情だろうと私は思います。どんなにいい制度がありますが、馬耳東風という事態というものを考えていて、かなければならぬ。法律をつくったんだ、制度があるんだ、みんな国民はあるいは中小企業者は知っているんだという前提がそもそも間違つてゐるんじやないか、こういった選択、逆選択といふのじやなしに、どちらかをとり得るんだという方法は考えていいだらうと私は思うのです。それが一年間、最初つくられましたあとおりでいいかどうかということについてはもつと検討していくといつていいと思いますけれども、いきなりすぱつと切つてしまふといふことについては再検討する必要があるんじやないだらうかということを考えておりますので、これはぜひひとつ検討してもらいたい。倒産防止だということ、いわゆる一般的の共済制度ではないということをぜひ念頭に置いておいていただきたいということ。これと関連をいたしまして据え置き六ヶ月、五年以内償還、前回の質疑討論の際にも償還期間を延ばしても収支の赤字発生がそう懸念すべきものではないといふときになつたらこの償還期限といふものを延ばすということとも検討してみたい、十分検討に値する、こういうような答弁を当時兎玉さんでしたとか、答えているわけです。これもまたしゃくし定期に、いやほかの制度がたとえば信用保証特例制度が三、四年、あるいは三機関の特別貸付制度、運転資金、これが五年、したがつてといふようなことを言つてはいる。倒産防止共済といふよくなことを考えてしきますと、いわゆる緊急な事態といふ

うことを考えてみますと、ほかの制度と違つてもう少しこの制度にメリットをかけてやつていいんぢやないだろかというふうに考えるわけです。したがつて、この償還年限ですね、この延長の問題、これをぜひひとつお答えいただきたい。

それからもう時間が余りございませんのでもう一点、今度はメニューが十段階になつていく、そのためには最高貸付限度額が二千百万円ということになつてゐる。この二千百万円というのはどういふ根拠をもつて二千百万円になつてゐるのか。この前の論議の際にも、何も十倍にしないで十五倍あるいは十七倍にしていいじゃないかといふ議論がなされております。この点についてどのように論議をなされたのか。

それから三点、一括してお伺いをしておきたいと思ひますけれども、附帯決議の中にもやはり保険制度というものを強く主張しております。私ども社会党も保険制度がとれないかということを主張をいたしました。この保険制度の導入というもののについてはこの委員会における附帯決議があつたわけですが、これが今回もあらわれていなければいけです。なぜこの保険制度が、一顧だに顧みられないなかつたのかどうかはわかりませんけれども、今回も顔を出してこなかつたのか。この前の論議では保険掛金が大変高い、それにたえられないとんじやないだろか、こういうように言つておられましたけれども、こういう緊急な倒産という事態といふものは、保険という制度が一方において担保されている、こういうことが必要だらうと私は思います。これは社会党も特に強く保険制度といふものは言っておりましたので、この点につきましてどのように検討しこれからどう考えていく、特に二十一條の見直しというのはこの問題が非常に大きくひつかつておつだらうと私は思うのです。そのこともあわせて三点、時間がございませんから簡単にお答えをいただきたいと思ひます。

制度でございますが、やはり実績を見て、その実績の上で判断をするということをございますので、いまの御指摘の諸点についてではわれわれも今後も十分検討を続けていきたいというふうに考えております。ただ、実は二年たって特に今回改正をお願いをしたというのは、そういう五年ごとの定期の改正をするに先立つて、やはり実施してみて面非常にあやしいな点、また中小企業の方々の非常に要望の強い点をとりあえず修正をしようと、そうしてこの制度の基本にかかる問題は絶えず検討を続けて、五年ごとの定期の見直しのところまた逐次解決をしていきたい、こういう姿勢をとつておるわけでござります。それで、その償還期限の問題につきましても今後のこの経理の状態等々を見まして、これはやはりその貸し付けを受ける人にとってみれば長い方がいいわけでござりますから、経理が許せば可能な限りそういうふうな配慮を考えていただきたいということでござりますので、これはやはり今後検討を続けて、そういう事態になりますれば改正をいたすというふうにいたしていきたいというふうに考えております。

それから、二千百万円にいたしました理由は、大体最初に千二百万円に決めましたときに、取引先の倒産に伴いまして回収困難額がどの程度共済金によって救済されるかということを試算をしたわけございまして、実例から見れば大体九〇%程度の人が共済金の上限額で回収困難額を賠えるという試算になつておつたわけでございます。その後経済の状態が変わつてしまいまして、同じような試算をいたしますと、大体二千万円ぐらいでそういう九〇%に達するという計算になつてしまつたものでございますので、この際二千百万円ということにいたしたわけでございます。二千百万円にいたしましたのは、月々の掛金で三ヵ年半というきつちり計算ができるということで、二千万円でありますが一千百万円にしたということをございます。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

は確かに制度制定の当初から問題になつております。われわれもいろいろ考へてみましたわけですが、やはり保険制度にした場合に、通常の保険ということで掛け捨てにいたしますと、掛金額が非常に大きくなるというような問題もござりますので、やはり今回の制度改正ではまだ結論が出ないということになつたわけでございます。ただ、この点については全然将来とも保険制度にしないというふうにわれわれは決めたわけではございませんので、今後の検討にゆだねて、法律で規定しております見直しの時期にまた結論を出していきたいというふうに考へておるわけでござります。

○後藤委員

一点長官にお伺いしておきたいので

すが、この掛金の月額を引き上げられてまいりましたけれども、従来と同じよう税法上の損金算入扱いがなされるわけですね。

○後藤委員 従来どおりでございます。

○後藤委員 まだたくさんお聞きをしたいと思いますけれども、時間がございませんので保険法の方に移つていきたいと思います。

○後藤委員 従来どおりでございます。

○後藤委員 まだたくさんお聞きをしたいと思いま

すけれども、時間がございませんので保険法の

方へ移つていきたいと思います。

○左近政府委員 技術開発の促進といふのは中小企業対策の大きな一つの柱でございますが、それが幾つかに分かれています。一つは中小企業者が技術を指導するという事業、それから技術を研修させるという事業がございますが、もう一つが技術を開発するということを促進するという事業でございます。

○左近政府委員 技術開発の促進といふのは中小企業対策の大きな一つの柱でございますが、それが幾つかに分かれています。一つは中小企業者が技術を指導するという事業、それから技術を研修させるという事業がございますが、もう一つが技術を開発するということを促進するという事

業でございます。

それで、技術開発を促進する事業の中に二つの側面がございまして、一つは試験研究を促進するという研究開発段階でございます。これが技術改善費補助金等々のいわゆる技術開発の補助金でござります。そして、研究開発が終わりました、いよいよこれを実用に当てるということで試作をす

るとかあるいは新規の設備を導入するという、企

業化段階と言つておりますが、実際の生産をこの

技術によってやるという段階が技術の企業化に対

する対策ということでございます。

それで、従来はこの対策については主として融

資でやっておりまして、いま御指摘のありました

新技術企業化等の融資制度というのがございま

す。これは中小企業金融公庫がそういう企業化段

階に対して特別の融資をするという制度でござ

ります。ところが、中小企業の技術を促進するため

には、単に国の金融機関の資金で貸付けるだけじ

までも、今度の五十四年度の中小企業白書、年次報

告を読んでみまして、私が一番興味を持ちました

のは中小企業の海外進出、海外投資の問題なん

であります。ただ、非常に食い足りないのは、それでは

どうやってこれに對応していくかということがさ

ります。

○後藤委員 新技術というのは、たとえば特許

が

必要なん

で

しょうけれども、どうも調べておりません

が

メニューが余りにもたくさんござりますか

ら、どれをどう當てはめていいのか理解に

苦しんでいますけれども、交通整

理していただきまして、こういうよなために創

設をされたのだというように御説明をいただきました

いと思います。

○左近政府委員 技術開発の促進といふのは中小企業対策の大きな一つの柱でございますが、それが幾つかに分かれています。一つは中小企業者が技術を指導するという事業、それから技術を研修させるという事業がございますが、もう一つが技術を開発するということを促進するという事

業でございます。

それで、技術開発を促進する事業の中二つの側面がございまして、一つは試験研究を促進する

といふ研究開発段階でございます。これが技術改

善費補助金等々のいわゆる技術開発の補助金でござります。そして、研究開発が終わりました、いよいよこれを実用に当てるということで試作をす

るとかあるいは新規の設備を導入するという、企

業化段階と言つておりますが、実際の生産をこの

技術によってやるという段階が技術の企業化に対

する対策ということでございます。

それで、従来はこの対策については主として融

資でやっておりまして、いま御指摘のありました

新技術企業化等の融資制度というのがございま

す。これは中小企業金融公庫がそういう企業化段

階に対して特別の融資をするという制度でござ

ります。ところが、中小企業の技術を促進するため

には、単に国の金融機関の資金で貸付けるだけじ

までも、今度の五十四年度の中小企業白書、年次報

告を読んでみまして、私が一番興味を持ちました

のは中小企業の海外進出、海外投資の問題なん

であります。ただ、非常に食い足りないのは、それでは

どうやってこれに對応していくかということがさ

ります。

○左近政府委員 新技術というのは、たとえば特許

が

必要なん

で

しょうけれども、どうも調べておりません

が

メニューが余りにもたくさんござりますか

ら、どれをどう當てはめていいのか理解に

苦しんでいますけれども、交通整

理していただきまして、こういうよなために創

設をされたのだというように御説明をいただきま

す。

○左近政府委員 技術開発の促進といふのは中小企業対策の大きな一つの柱でございますが、それが幾つかに分かれています。一つは中小企業者が技術を指導するという事業、それから技術を研修させるという事業がございますが、もう一つが技術を開発するということを促進するという事

業でございます。

それで、技術開発を促進する事業の中二つの側面がございまして、一つは試験研究を促進する

といふ研究開発段階でございます。これが技術改

善費補助金等々のいわゆる技術開発の補助金でござります。そして、研究開発が終わりました、いよいよこれを実用に当てるということで試作をす

るとかあるいは新規の設備を導入するという、企

業化段階と言つておりますが、実際の生産をこの

技術によってやるという段階が技術の企業化に対

する対策ということでございます。

それで、従来はこの対策については主として融

資でやっておりまして、いま御指摘のありました

新技術企業化等の融資制度というのがございま

す。これは中小企業金融公庫がそういう企業化段

階に対して特別の融資をするという制度でござ

ります。ところが、中小企業の技術を促進するため

には、単に国の金融機関の資金で貸付けるだけじ

までも、今度の五十四年度の中小企業白書、年次報

告を読んでみまして、私が一番興味を持ちました

のは中小企業の海外進出、海外投資の問題なん

であります。ただ、非常に食い足りないのは、それでは

どうやってこれに對応していくかということがさ

ります。

○左近政府委員 新技術というのは、たとえば特許

が

必要なん

で

しょうけれども、どうも調べておりません

が

メニューが余りにもたくさんござりますか

ら、どれをどう當てはめていいのか理解に

苦しんでいますけれども、交通整

理していただきまして、こういうよなために創

設をされたのだというように御説明をいただきま

す。

○左近政府委員 技術開発の促進といふのは中小企業対策の大きな一つの柱でございますが、それが幾つかに分かれています。一つは中小企業者が技術を指導するという事業、それから技術を研修させるという事業がございますが、もう一つが技術を開発するということを促進するという事

業でございます。

それで、技術開発を促進する事業の中二つの側面がございまして、一つは試験研究を促進する

といふ研究開発段階でございます。これが技術改

善費補助金等々のいわゆる技術開発の補助金でござります。そして、研究開発が終わりました、いよいよこれを実用に当てるということで試作をす

るとかあるいは新規の設備を導入するという、企

業化段階と言つておりますが、実際の生産をこの

技術によってやるという段階が技術の企業化に対

する対策ということでございます。

それで、従来はこの対策については主として融

資でやっておりまして、いま御指摘のありました

新技術企業化等の融資制度というのがございま

す。これは中小企業金融公庫がそういう企業化段

階に対して特別の融資をするという制度でござ

ります。ところが、中小企業の技術を促進するため

には、単に国の金融機関の資金で貸付けるだけじ

までも、今度の五十四年度の中小企業白書、年次報

告を読んでみまして、私が一番興味を持ちました

のは中小企業の海外進出、海外投資の問題なん

であります。ただ、非常に食い足りないのは、それでは

どうやってこれに對応していくかということがさ

ります。

○左近政府委員 新技術というのは、たとえば特許

が

必要なん

で

しょうけれども、どうも調べておりません

が

メニューが余りにもたくさんござりますか

ら、どれをどう當てはめていいのか理解に

苦しんでいますけれども、交通整

理していただきまして、こういうよなために創

設をされたのだというように御説明をいただきま

す。

○左近政府委員 技術開発の促進といふのは中小企業対策の大きな一つの柱でございますが、それが幾つかに分かれています。一つは中小企業者が技術を指導するという事業、それから技術を研修させるという事業がございますが、もう一つが技術を開発するということを促進するという事

業でございます。

それで、技術開発を促進する事業の中二つの側面がございまして、一つは試験研究を促進する

といふ研究開発段階でございます。これが技術改

善費補助金等々のいわゆる技術開発の補助金でござります。そして、研究開発が終わりました、いよいよこれを実用に当てるということで試作をす

るとかあるいは新規の設備を導入するという、企

業化段階と言つておりますが、実際の生産をこの

技術によってやるという段階が技術の企業化に対

する対策ということでございます。

それで、従来はこの対策については主として融

資でやっておりまして、いま御指摘のありました

新技術企業化等の融資制度というのがございま

す。これは中小企業金融公庫がそういう企業化段

階に対して特別の融資をするという制度でござ

ります。ところが、中小企業の技術を促進するため

には、単に国の金融機関の資金で貸付けるだけじ

までも、今度の五十四年度の中小企業白書、年次報

告を読んでみまして、私が一番興味を持ちました

のは中小企業の海外進出、海外投資の問題なん

であります。ただ、非常に食い足りないのは、それでは

どうやってこれに對応していくかということがさ

ります。

○左近政府委員 新技術というのは、たとえば特許

が

必要なん

で

しょうけれども、どうも調べておりません

が

メニューが余りにもたくさんござりますか

ら、どれをどう當てはめていいのか理解に

苦しんでいますけれども、交通整

理していただきまして、こういうよなために創

設をされたのだというように御説明をいただきま

す。

○左近政府委員 新技術というのは、たとえば特許

が

必要なん

で

しょうけれども、どうも調べておりません

が

メニューが余りにもたくさんござりますか

ら、どれをどう當てはめていいのか理解に

苦しんでいますけれども、交通整

理していただきまして、こういうよなために創

設をされたのだというように御説明をいただきま

す。

○左近政府委員 新技術というのは、たとえば特許

が

必要なん

で

しょうけれども、どうも調べておりません

が

メニューが余りにもたくさんござりますか

ら、どれをどう當てはめていいのか理解に

苦しんでいますけれども、交通整

理していただきまして、こういうよなために創

設をされたのだというように御説明をいただきま

す。

○左近政府委員 新技術というのは、たとえば特許

が

必要なん

で

しょうけれども、どうも調べておりません

が

メニューが余りにもたくさんござりますか

ら、どれをどう當てはめていいのか理解に

苦しんでいますけれども、交通整

理していただきまして、こういうよなために創

設をされたのだというように御説明をいただきま

す。

化保険という制度ができまして、近代化保険、公海防止保険が出てきているわけですね。今度の新技術企業外投資、海外進出というものは、特に中小企業の場合には信用度の面におきましてもあるいは資金面におきましても、さらにまたいろんな情報収集の面におきましても大変だと思うのですね。こういった中小企業の海外進出のリスクを考えていてみますと、これからこの白書の中にも書かれておりますけれども、経営資源というものを海外に転移をしていく、より国内における付加価値の高い高度化された企業に転換をしていく等のメリット等を考えられる。あるいは、かつてわが国が今日の工業国家になっていく過程における歩みを見てみましても、これから低開発国に対するわが国の中小企業の能力なり技術なりというものを、特に西欧化したこれまでのあり方から変えまして、低開発国に対してそらした海外経済協力とかいうものを進めていくべきだらうと思うのです。ただ、その意欲を持つておりますと、どういう手当てをしていいかということがもう一つつかみにくいというのが今日の中小企業者の悩みであると思います。そういう意味で、これからの中企業が海外へ出していくのに対する保険の側からの対策、あるいはまたその他の点からもどのように考えておられるか。白書では指摘をされておりますけれども、どうするのだということがこの白書からは全く読み取れない、これからの大好きな課題だと思います。

いかという観点から指摘をいたしました。特に私は、ただグランツなり技術なりを向こうに送り込むということだけではなくて、これからは一緒に事業をしていくことが求められてくるのではないか。そのことは、単にヨーロッパベースだけではなくて、その国の技術なりあるいは民族なりあるいは民情等についても十分理解をしていく、文化についても理解をしていくことが、これからのが国の中小企業の海外進出において大変大切ではないか。それを支えていく保険制度なり対策なりというものにつきまして、長官と大臣からお答えをいただきたい。

それとあわせて、先ほどの議論の中で保険の問題、共済の場合など幾つか問題を指摘をいたしました。あるいは償還年限の問題あるいは一括の前納制度の問題、これはこれからまた各委員の方々もこの点を指摘をされると思いますけれども、ぜひとと十分に掘り下げて考えていただきたいというのを要望をいたしまして、私の質問を終わらざるを得ません。

○左近政府委員 中小企業の海外投資の必要性につきましては、全くお説のとおりであるというようになります。われわれは考えております。白書はそういう意味で現実の分析をいたしましたが、実は現在中小企業政策審議会におきまして八〇年代の中小企業政策のビジョンというものを検討いたしております。実はその中で、白書の分析を踏まえて具体的な政策をどう打ち出すかということを検討中でございますので、いずれ発表されます段階においてそういう今後の対策についての方向が出てくるというようにわれわれ考えておりますが、御指摘のようにこの信用保険制度につきまして、中小企業が海外投資をする場合にやはり政府が大きな支援をしなければいけませんから、この信用保険制度も大いに活用するべきであるとわれわれも考えております。今回は、新技術企業化というものについて新しい保険を創設したわけでございますが、今後も必要に応じて新しい保険制度をつくっていくというつもりでございますので、いまの問

○佐々木國務大臣　この一月にインドネシアに参りました際、向こうの大統領を初め首脳部は大変喜んで、今度中国に参りましてもやはり合弁法などをつくりて合弁してやつていいこうという構えでござりますので、中小企業の産業分野の調整と申しまして、それ以前にやはりどうしてこちらにおこるよりは向こうの方に進出した方がよろしいという企業がたくさん国内としてもあるはずでござりますか、それ以前にやはりどうしてこちらにおこるよりは向こうの方に進出した方がよろしいといまして、向こうがそれに対しても受けようといふ構えでござりますから、まだ現在ではそれほどではございませんけれども、今後はだんだんおつしやるような方向が進んでまいると思います。したがって、その際に私ども参りまして常に申し上げましたのは、投資保証協定のようなものを持つて、いまも御指摘ございましたような保険制度等を国内でつくりてこれをカバーするということは大変重要なことじやなかろうかと思ひます。まだそこまでいっておらぬようでございますけれども、十分検討に値することだと思いますので、検討をいたしたいと思います。

○後藤委員　終わります。

○塩川委員長　これにて後藤茂君の質疑は終わります。

○中村重光君　引き続いて中村重光君の質疑に入ります。中村重光君。

に実はなつてゐるんだろう。これに引きかえで日本の場合の経常収支は、五十四年は百三十九億三千百万ドルの赤字、五十三年度は百十八億ドルの黒字であつたんだから、まさにさま変わりだ。こういうことを通産大臣は予想していましたか。

○佐々木国務大臣 日本の場合は御承知のように原油の輸入量が大変多いばかりでなしに、それが非常な値上がりをし、また円安というのが加わって輸入面では大変な状況になつておることはもちろんでございます。これを輸出でカバーしようといたしましても、余り激しい輸出ドライブをかけますと、相手国に対する経済攪乱といいますか、といったような状況を招きかねませんので、それもなかなか行えないとなりますと日本の貿易関係の対策といふものは大変むずかしい状況にあるわけでございまして、これをどうするかという問題は非常に検討を加える要のある問題だと思います。

予測しておつたかと申しますと、当然考え方などけれども、アメリカからはずいぶん苦情を言われていますね。何でアメリカからいろいろと苦情を言わなければならぬのですか。自動車の場合だってあるいはその他農作物なんかの場合だつて、日本があり余っている米をただでやつたりあるいは輸出をしたりいろいろすると文句を言われる。どうもアメリカさんは自分の気に入らないことは、こういう数字なんて問題にしないでただ文句だけを言う、全く日本は属国になつていいような感じがしてならないんだが、産業大臣としてあなたはどうお考えになりますか。

○佐々木国務大臣 アメリカの考え方方がどうといふことを私批判するわけじやございませんし、むしろ日本が、先ほど私が申しましたような状態にござりますから、各国との経済調和というのも

考へながら今後どういふ対策で臨むべきかという方がむしろ緊要だと思ひますので、お話をのようにアメリカ自体の対日態度と申しますか、そういう点に対して、先生のおつしやるよう端的には私は考えておりません。

○中村(重)委員 どうもいまあなたの答弁では、余り大臣に、何を言つているのかわからぬなんという失礼なことを言うほど私は横着じやないからそうは言わないんだけれども、もつと歯切れよく、けしからぬならけしからぬとアメリカに向かつて聞こえるぐらいにひとつ言われなければ……。おかしいでしよう。だからもつとちゃんととしてやりなさいよ。特にあなた産業大臣で、佐々木通産大臣の肩にかかるつて問題といふのは非常に大きいと思つてゐるのです。経済の情勢がもう大変化もしているんだから。最も重要なときにはあなたは通産大臣になつた。それはやはりあなたの能力、識見、手腕といふものを見られてるんだ、こりあなたは認識しなければならない。それだけの自信がありますか、やつてゐるんだといふ。

○佐々木国務大臣 余り国対国といふうなそういう問題のとらえ方でなくて、集中豪雨的な輸出をすれば、やはりそれは、幾ら相手が貿易収支が改善しておつたにしても問題が起ることとは事実でござりますから、そういう面に対しましてはそれなりにそういうものは起こらぬよう事前の防止もし、起こつた場合には対策を講ずるというのは当然であります。ただし、国対国問題に関しましては、やはりそれはその國なりの考え方がありましょし、こちらの方といたしましてもそれ以外の対処方法、たとえば中近東に対する輸出をふやすとかあるいはオイルドラーの導入を考えるとかいうふうにしてそれを考えを進めるべきであつて、一方的に余りに問題を取り上げてやるべきでなかろうといふうに私は考えてございます。

○中村(重)委員 それは集中豪雨的な輸出をして、自分の国のことを見て相手の国のことを見て考

えないなんというふうに言われておつ

ね。たとえばカラーテレビなんか国内には高く売つて、そして外国には安く売る、そして国民の犠牲の中で集中豪雨的な輸出をしてきた、そして今度はダンピング税なんというよろ、びっくりするような罰金を向こうから取られる、こういうことはいけないです。だけれども、あなたがいま

お答えになつた集中豪雨的なことはいけない、その言葉は私とのおり受けとめるが、集中豪雨的な輸出はどういうものをやつてゐるのです。どれがいけないのですか。

○佐々木国務大臣 カラーテレビ等に対するダンピング問題等も御承知のように一応決着を見まして、これはこれなりに問題は生じましたけれども、しかし、争いを起きてきぬようによく話し合つて進めてまいりますれば、おのずから片づくものは片づくわけでございますから、お話しのように、向こうの国の政策はいかぬといふうなことをまず頭から考えてやるということは私のとらぬところだ、こう申しておるのでござります。

○中村(重)委員 機情局長、いまのカラーテレビの問題、新聞報道によつてもいま決着したように伝えられているんだけれども、あれは二期にわたつておつたんだな。前段の関係、その最初のダンピング税で問題になつて請求されたものと、後の、たしか五億ドルか幾らだったか、金額は私の記憶が違うかもしれないが、それも含めて解決したのでしようか。

○栗原政府委員 今回決着を見ましたテレビのダンピング問題でござりますが、いま先生お話しのように二期と申しますが、最初の段階は七一年及び七三年の六月までの分が第一期といえ第一期でござります。この分について先方の計算によりますと、その一年半だけで四千六百万ドルという金額をダンピング税相当といふうに考えておつたと言われております。それ以降昨年までの分を含めれば、円高にもなつておりますし、その金額はさらにふえまして、これははつきりした数字でございませんけれども、全体として五億ドル以

上になるのじやないかといふうに言われておつたわけでござりますが、それらを一括含めまし

て、昨年の三月末までの分について今回決着を見たというのが今回の和解の内容でござります。たゞいのものが今回の和解の内容でござります。

○中村(重)委員 それでは後の分がまた問題になります。と申しますのは、同じカラーテレビの物品税方式といふ非常に評判の悪い計算方式があるわけですが、それは採用しないということを今回の和解の条件といたしております。それが第一回。

○中村(重)委員 向こうも評判の悪いものは改め、為替レートが変わつてきた、だから一期分といふうの、たしか五億ドルか幾らだったか、金額は私の記憶が違うかもしれないが、それも含めて解決したのでござります。

○栗原政府委員 ただいま申し上げましたように、客観的に見てもまず起り得る状態にはなかなかいうふうにも思ひますし、算定方式自体も物品税方式ではないということをごぞいますので、私どもとしてはまず問題はなかろうといふうに考えておるといふことでござります。

○中村(重)委員 問題は、そのことだけを考えるのでなくして、後がどうなつてゐるかといふことで、私どもとしてはまず問題はなかろうといふうに考えておるといふことでござります。

○中村(重)委員 いままでそういう主張であったんだ。しかし、向こうは向こうの法律に基づいていた。だから今後におきましては私どもとしては別にペナルティーやダンピング税で問題を正確に把握してもらいたいといふのが從来からのわが方の主張だったわけでございまして、その結果、今度の和解におきましては、これで別にペナルティーやダンピング税でもないという前提で、シロでもなくクロでもない、したがつて、わが方としてはダンピングをし難いという事実を認めただけではないという前提でのところの実情をひとつ見てもらつて、ダンピング問題を正確に把握してもらいたいといふのが從来からのわが方の主張だったわけでございまして、かかるわが方の主張だったわけでございまして、その結果、今度の和解におきましては、これで別にペナルティーやダンピング税でもないという前提で、シロでもなくクロでもない、したがつて、わが方としてはダンピングをし難いという事実を認めただけではないという前提でのところの実情をひとつ見てもらつて、ダンピングマージンが発生しているようないふうに考えておるといふことでござります。

○中村(重)委員 それは、現在小売価格は、同型のテレビで国内価格とアメリカで販売している価格とはどうい

うことになつていますか。

○栗原政府委員 ダンピングであるかないかにつきましては、これはなかなか計算がむずかしくやうございます。と申しますのは、同じカラーテレビでございまして、海外向けに出されている品物と国内向けのものとは仕様がかなり違います。国

題もそのとおりで、尾を引いてると思わなければならぬ。私が聞いたのは、そういういろいろな条件が違うだらうけれども、現実に値段はどの程度で売られているのかということを聞いてるんだ。これほど大きな問題だから小売価格は幾らだということがわかっているはずだ。だから同型のものが国内ではこの程度で売られています、向こうではこうです、ただし条件はこう違うのです、こうわかりやすく教えてもらえぬかな。

○栗原政府委員 ただいま手元に資料がございません。後ほど御報告させていただきます。

○中村(重)委員 いじめることが目的ではないから後で結構です。しかし、このくらいのことはあるたの頭の中に入つておるのが本當だらうと思うけれども、いいです。資料でも参考になりますから私だけじゃなくて皆さんの方へ回してください。

○中村(重)委員 私のいまの質問に対しても労働省はどのよろしい見解をお持ちになつていらっしゃいますか。

○野見山説明員 企業の海外進出の問題につきましては、基本的にはわが国の対外的な経済協調という観点から、国の経済の発展にとって好ましい方向にあるといふふうに考えますが、進出の方法なりあるいはその形態あるいは時期等によつては、国内の企業、なかんずく雇用に影響を及ぼす場合もございますので、その点につきましての調査研究等を進めますと同時に、万が一国内の雇用に影響が出るというような場合には、関係省庁とも有機的に連携を図りつつ関係労使の方々に相談をしていくことを考えていくわけでござります。

○中村(重)委員 失業の状態は。

○野見山説明員 最近の雇用失業情勢につきましては、五十四年度につきましては、企業の生産活動が活発化しましたことを反映いたしまして、求人態度がかなり積極化したこと、それから雇用の調整が一昨年から昨年春ごろまで進みましたけれども、この雇用調整が一段落いたしました関係で、雇用失業情勢はかなり改善をいたしまして、五十四年度の有効求人倍率は〇・七四倍ということです、五十三年度の〇・五九倍に比べましてかなり改善を見たというふうに考えております。また、完全失業者につきましては五十四年度百十四万人でございまして、五十三年度に比べて八万人程度

低くなっています。五十四年度改善はいたしておきますが、特に最近の状況につきましては、公定歩合の引き上げあるいは景気の先行き等の見通しが必ずしも十分でないこともございまして、求人態度にやや慎重な動きが出てきているというところがうかがわれております。

○中村(重)委員 ぼくが尋ねたのは、いまの自動車の現地生産の問題等に対しても、アメリカのいまの失業の状態であるとか、それから、現地生産をする場合にはどういうようなことになるのだと、うでの労働省は関心を持っているだろうから、やはりそういった点から労働省なりの調査等をされたであろうから、それを尋ねただけれども、結構です。

経済企画庁長官はさうは出席できぬいらしいのですが、日銀の総裁の談話というのか、考え方には物価最優先ということであるのですが、それはわかるのですけれども、また、財政的にも五年度の予算を一部留保したり、それから削減をしたりするというような、金融、財政両面から物価に対する取り組みをせざるを得ない。卸売物価が驚くような状態で値上がりしているし、これが消費者物価にはね返ってきている。

そこで、経企庁としての把握している物価の動向、それから景気基調というものは、日銀総裁が言うように依然として根強いというふうにお考えになつていらっしゃるのかどうか。

時間の関係がありますからあわせてお尋ねするのですが、設備投資とか個人消費の動向、労働者一人当たりの生産性というものは一二、三%鉱工業の場合も上がっている、春闇では八%の賃金を共闘会議で要求したが、実際はそれほどの賃金の上昇にはなつていい、これらの点は、賃上げが低いということはコストがそれだけ低くなるが、しかし、一方また個人消費といううものにそれだけはね返らないということになつてくると、これはマイナス要因としても働くわけなんだから、それらの点に対しての経企庁としての考え方、見通し等を含めてひとつお聞かせいただきたい。

○廣江政府委員 まず景気の現状をどのように見ているかということにつきまして、日銀總裁の御発言との関連でお尋ねがあつたわけでございますが、私どもは、最近の生産等の指數、それからそほかいろいろのデータ等に徴しましても、かなり景気の底はかたい、こう見ております。それを支えるものは設備投資であり、輸出であり、それから最近の二月の家計調査等に徴しましても、お尋ねの中をございました消費等もまだまだ根強いものがあると見ております。その中で、消費の動向等に多少の問題があるかと思いますが、基本的には消費も根強いと思っております。そのような動向を踏まえて、景気の動向を私どもは先ほど申し上げましたようにかなり強い、こう見ていくと申し上げたわけでございますが、やはり問題は物価でございまして、先生も御心配になつておりますとおり、一番物価に問題があるわけで、卸売物価が急騰しておりますし、四月に多少頭を打つたというようなところもございますけれども、物価が問題で、それが消費者物価に徐々に及んでくるのではないか、及んできつつあるという点が一番問題である、したがいまして、このような状況下で政策運営の態度といたしますと、物価の安定を図ることが経済の安定的な成長を維持させる上で最も一番のポイントだと考えて、特に物価安定を最重点の政策課題としてやつてあるというのが現状でございます。

それじゃそういう景気判断に基づいて一体現在及び今後をどのように見ておるのかということに多少触れさせていただきますと、五十五年度全体といたしますと、先進工業国がアメリカ等を中心としたしまして景気の鈍化傾向が否めない、それから石油情勢は依然として不安定、不透明な要素がかなりあるというような国際環境が厳しい中でございますので、景気の拡大テンポ自体は前年度と比較をいたしますとやや緩やかなものになると云ふことは否定できないと思ひますけれども、先ほど来申し上げましたように、現在から見ます景気の基調 자체はまだまだ強いものがあると見てお



なった、これは中小金融課の課長がおいでですか  
ら、所管になるんだと思うんだけれども、政  
府機関じゃないんですよ、中小企業関係の金融機  
関、たとえば相互銀行とか信用金庫とか信用組  
合、これらに対して中小企業融資というものは低  
利で融資ができるような資金手当てというような  
ものもやつた、私はそういうようなことに受け取  
つたなんだけれども、現実にそういうような努力  
をしているんですかね。実績としてひとつお聞か  
せいただきたい。特に今回の金融引き締めに対し  
てそのような措置をおとりになつたのかどうか。  
それから先ほど申し上げました歩積み、これは  
拘束預金にらみ預金いろいろ拘束預金も先般  
来からにらみ預金という形になつてあるんだけれ  
ども、最近非常に露骨になつてきたといふ感じが  
するのです。それではひとつこの点をお聞かせ  
ただきたい。それから公取もおいでですかね、公  
取からもお聞かせいただきたい。

○小田原説明員 まず、金融引き締めに伴いまし  
て、中小企業に対する貸し出しの関係でございま  
すが、中小企業厅長官から各金融機関の連合会並  
びに私ども銀行局長あてに、中小企業の融資の確  
保のために相当御配慮をいたさうだといふ書  
類をちよだいいたしましたので、私どももいた  
しましてもその趣旨を体しまして指導いたしてい  
るところでございます。ただいま私、相互銀行、地  
方銀行ともそんなに融資を引き揚げるというのは  
かつてのほどはないようである。むしろそういう  
関係から私の所管いたしておる相互銀行、信用金  
庫、信用組合の経営者の方は、公定歩合引き上げに  
伴つて中小企業への貸し出し金利を引き上げに  
くいという感じをお持ちのようでございます。と

なった、これは中小金融課の課長がおいでですか  
ら、所管になるんだと思うんだけれども、政  
府機関じゃないんですよ、中小企業関係の金融機  
関、たとえば相互銀行とか信用金庫とか信用組  
合、これらに対して中小企業融資というものは低  
利で融資ができるような資金手当てというような  
ものもやつた、私はそういうようなことに受け取  
つたなんだけれども、現実にそういうような努力  
をしているんですかね。実績としてひとつお聞か  
せいただきたい。特に今回の金融引き締めに対し  
てそのような措置をおとりになつたのかどうか。  
それから先ほど申し上げました歩積み、これは  
拘束預金にらみ預金いろいろ拘束預金も先般  
来からにらみ預金という形になつてあるんだけれ  
ども、最近非常に露骨になつてきたといふ感じが  
するのです。それではひとつこの点をお聞かせ  
ただきたい。それから公取もおいでですかね、公  
取からもお聞かせいただきたい。

○小田原説明員 まず、金融引き締めに伴いまし  
て、中小企業に対する貸し出しの関係でございま  
すが、中小企業厅長官から各金融機関の連合会並  
びに私ども銀行局長あてに、中小企業の融資の確  
保のために相当御配慮をいたさうだといふ書  
類をちよだいいたしましたので、私どももいた  
しましてもその趣旨を体しまして指導いたしてい  
るところでございます。ただいま私、相互銀行、地  
方銀行ともそんなに融資を引き揚げるというのは  
かつてのほどはないようである。むしろそういう  
関係から私の所管いたしておる相互銀行、信用金  
庫、信用組合の経営者の方は、公定歩合引き上げに  
伴つて中小企業への貸し出し金利を引き上げに  
くいという感じをお持ちのようでございます。と

いうことは、とりもなおさず都市銀行、地方銀行  
等は中小企業金融についてかつてよりは御配慮を  
いたしている。このことは先日も大蔵委員会で  
全国銀行協会会長等各協会を、信用金庫協会会長ま  
で参考人としてお呼びになりまして意見の聴取が  
ございましたが、そのような感じが受け取れる  
いうことでございます。

次に、こういう情勢になりましたので、先生御

質問のとおり歩積み両建て等が問題になるのじや  
なかろうかということを関心を持っております

が、私どもといたしましてはそれがどのような状

況かというのは、御存じのとおり各財務局を通じ

まして苦情の状況というのを把握しておるわけで  
ございますが、あの五十二年当時のかなり金融が  
緩んだ時代でも、財務局ベースでとりました苦情

の状況ですと、五十二年度でございますと年間全

国二百九十九件。この当時大蔵省といたしまして

は歩積み両建てを厳しく行政指導いたしたわけで  
ございましたが、その結果五十三年度には苦情の状

況八十七件と減つてしまひました。昨年度は約五

十件程度になっておりまして、かなりの効果を見

たかなというふうに判断いたしておりますが、こ

れは歩積み両建てでございましたが、この

については注目して行政指導してまいりたい、かよ

うに考えております。

○中村(重)委員 最近拘束預金の問題についてお

尋ねするといまのようなお答えがあるのですよ。

実は、具体的な例として、金融機関の名前だけは

きょうは挙げませんけれども、相互銀行で実にけ  
しからぬ例がいままで幾つかあったわけです

が、四、五日前に私はある友人からビルを建てた

いということで相談を受けたのです。どこか条件

よく金を貸してくれるところはないだらうかとい  
うことなんです。それで、担保はあるのかと聞く

ところの土地はあるのですけれども、実はビルを建て  
るところの土地は担保に入っているのですと言  
う。どこに入っているのだ。○○相互銀行に担保  
に入れている。そうか、そうするとそれはその担  
保を抜かなければ無理だらう。実は三千万円預金

をしていいるのです。借金は幾らだいと言つたら、  
三千万円強ですと言つたのです。三千万円預金して  
いるという。それじゃ何で相殺をしてもらわない  
のか。銀行が聞いてくれないのでと言つたのです。  
どうですか、こういうことが現実にまた行わ  
れているということ。これでもって拘束預金とい  
うものが最近減少の傾向だということが言えるか  
どうか。通産大臣、これは常識の度を超えておる  
のじやないか。またこういうことが現実に起こつ  
てきていて。うわざ話で言つているのではない。  
四、五日前に私自身が相談を受けたのです。余り  
にもひどいから、しかも相当大きい相互銀行です  
から、日本銀行から信用取引を受けているところ  
の相互銀行だ。それにしていま申し上げるような  
きわめて露骨なやり方が行われてきている。こう  
いうことが許されてよいらしいだらうか。これでも  
つて最近非常に減少の傾向だと言うことができる  
だらうか。私はそれほど露骨なのはほかにはない  
と思う。しかし、依然としていまも指摘したよう  
な状況にあるということだけは真剣に受けとめて

いたいと思います。

○中村(重)委員 中小企業厅長官、いま申し上げ

たよろづ具体的な事実があるので。あなたは中

小企業厅長官だから、特にひとつ関心を持つて調

査もし要求もする、そしてこのよろづ的なことを抜本

的に改善をしていくといふことではないといけない

と思います。

この金融引き締めの問題と関連いたしまして、  
下請関係の問題で公取と中小企業厅一緒になつて  
いろいろ改善策を講じておるようですが、ございま  
すが、最近の動向としてどのようなことが一時間  
の関係がありますから、例証的にこういうことが  
ある、これをひとつ改めなければならぬという点  
を一、二例として挙げて、考え方をお聞かせいた  
だきたいと思います。

○左近政府委員 金融引き締めあるいは原材料の

値上がりといふような事態になつてまいります

が、下請企業に対する親事業者の態度といふもの

がだんだん厳しくなるといふことが予想されるわ  
けでございます。過去の第一次石油危機以後の不

況あるいは円高といふ時代に、大変そういう点で

下請企業が、たとえばいろいろな資材費等々の値上がりにもかかわらず単価を上げてもらえないからだというような例とか、あるいは買ったたきを受けたというような例が幾つもございます。それをわれわれもいたしましても通産局を通じまして調査をいたしまして、是正を図つておるところでございますが、この実態を見ますと、やはりこういふものについてどういうことをしたらいけないのだということが十分徹底されていないという例がございました。したがいまして、公正取引委員会と御相談をいたしましたて、去る四月二十四日付で、この下請企業の不当な値引きとか買いたたきというようなものについて、こういうことが法律に言う不當値引き、買いたたきというふうなことに該当するんだという運用基準を明らかにして、周知徹底を図るということにして関係の方面に連絡をしたわけでございまし、また、公正取引委員会の地方部局にも流していただいて、公正取引委員会としてもそのラインに沿つて取り締まつていただくということにしたわけでございます。今後はこういうことを十分周知させまして、そうしてこの取り締まりを厳正にやつていくということにいたしたいと思っております。

者というものは大変惨めなんです。だから、本当に真剣に取り組んでいくということはないといけないのです。

○佐々木國務大臣 具体的な一つ一つの事情がわかりませんので一般的な答えしかできぬわけでござりますけれども、おっしゃるようなことがありますればそれは余り歓迎すべきことでなからうと思います。

○中村(重)委員 具体的なことでお尋ねをするのだけれども、保証協会の保証つき融資といふものは、危険負担というものが全く貸し付け側においては、だから、これは金利を安くしなさいという当委員会における特別決議が行われていて、実績はどうですか。

○左近政府委員 御指摘のとおりでございまして、保証つきの融資については、保証によってリスクがカバーされておりますから、金利のうちのリスク分というものは引き下げられるわけでございます。これについては從来から金融機関に対し当方からあるいは大蔵省から指導をされておるわけでございます。また、現に五十年三月には、各金融機関の団体におきましてもこの保証つきの貸出金利について優遇するという自主決定も行っておるわけでございます。その実績につきましては、財務局の調べによりましても、大体〇・三%なり〇・四%金利が低いという数字が出ておるわけでございます。

○中村(重)委員 どうも質問をするといかにものいふことをすべくめで、院の決議なんというようなものを本当に尊重されているようなことで、文句つけようがない答弁ばかりだ。これは長官、私どもは現場にいるのですよ。特にこの商工委員の諸君といふのは、中小企業の人たちに密接につながっているのですよ。いろいろな苦情、涙ながらの訴えを受けるのでですよ。残念ながら、どこから上がってきた資料か知らないけれども、まあ皆無だとは私は言わないけれども、改善されていない。

○小田原説明員 私どもの方では、保証つきの貸し出しと保証なしの貸し出しの状況について、都巿銀行、地方銀行、相互銀行、信用金庫について、各年度末過去五年ぐらい、四十九年以降とておられます。それは、いま中小企業庁長官からも御答弁がございましたように、数字を見ます限りにおきますと、保証つきの貸し出しと保証なしの貸し出しとでは〇・三%から〇・四%程度の金利差がございまして、しかもこれは金融が緩んでいた時代でござりますので、順次金利も毎年年を追つて低くなつてきてる事実はつかんでおりますが、ただいま御指摘のように、その状況について今後とも私どもいたしましてはその状況はどうであるか、さらに引き続き指導を強化して調査を進めてみたい、かよううに考えております。

○中村(重)委員 保険公庫は大蔵省と中小企業庁の共管になつてゐるのですね。いま課長のお答えだと院の決議を尊重して、そしてそういうことが実施されるように調査もし指導もするというお答えなんだけれども、現実には保証料の引き下げについて大蔵省と中小企業庁は意見が食い違つてるのではないかと存じます。大蔵省は反対、中小企業庁は引き下げる、共管だものだからどちらもそちらあたりそこがあるような気がしてならないのだけれども、食い違いはありませんか。

○左近政府委員 現在保証協会の保証料については、大体一%というところで各保証協会の保証料の率が一致してきておりまして、それを上回るもののはたしか三つぐらいの協会にしかすぎなくなりました。現在の状態は非常に代位弁済も多いわけですが、そこがあるので、この一%というラインを守っていくというのが現在の状態でございます。もう少し金融情勢が緩和すればまた保証料率を下げていく必要があるかもしれません、現在の時点の大蔵省、ひとつあなたの方で真剣に、これは調査をいまでもやりになつたんだろうけれども、改めて調査をやつて、厳しく改善させるというようなことにしてほしいと思うのだけれども、いかがですか。

体1%に合わしていくという点については、大蔵省と中小企業庁の意見の不一致はございません。○中村(重)委員 大蔵省に御意見を伺いますが、保証協会の性格と位置づけの問題について、保証ということは、最近は代弁が非常にあえてきていました。か。

○小田原説明員 大変むずかしい質問でございます。

代弁は目的か手段か、これは保証の結果起つた、こうしたことであらうかと思つておりますから、目的か手段か、要するに信用保証協会として、中小企業の民間金融機関からの融資を円滑にするために保証協会の保証がございまして、その結果不幸にして代弁が発生するということございますから、目的か手段かというのはちょっとなかなか答えにくいので、これは御勘弁願いたいと思います。

○中村(重)委員 信用保険制度が創設されたときの認識といふのか、それはどう把握していらっしゃいますか。——あなたに答弁しろといふのは無理ですね。実はこの制度が創設をされたときは、信用力の弱い零細企業に対して保証するのだから焦げつきは当然だ、これを存続せしめるためにはやむを得ないといふ社会政策的な面からこの制度は創設されたのです。したがつて単に融資の円滑を図るためにというのが保証協会の目的ではあります。中小企業自体の存続、充実、ここに保証協会の目的があるということをお考えにならないと、單に貸し付けを円滑にするためだといふような手段と目的を取り違えるようなことをやりますと、代弁に対しても文句を言つようになる。現に大蔵省は文句を言つてゐる。基本財産に対して何%代弁はあらうようにしろ、こう言つてゐるじやありませんか。これは明らかに代弁の目的と手段の取り違えなんです。だから私は基本財産と、それに対する定款といふのか、保証枠をもつと緩和

していかなければいけない、このように実は考へるのです。その点に対しても大蔵省はどういう見解をお持ちですか。

○小田原説明員 大変むずかしい質問でございますが、信用保証協会は最終的に御存じのとおり中

小企業信用保険公庫、ということは、つまり逆にいえば国が最終的に負担の関係にある、そういう意味において保険公庫の財政の健全化をどう図るかというところもあるらうかと思ひます。ただ、す

べて中小企業に個々に融資して、それが支払い不能になつた場合はすべて国庫が見る、そこまで極端にもなかなか言いにくのところでございまし

て、その辺は保険公庫の財政の健全化と、あわせて個々の各県にござります信用保証協会の基本財

産並びにその経営の効率化というようなことも一方では考えなければならないことではないか、そ

ういう面で私どもは考えておる次第でございま

す。

○中村(重)委員 大企業に対しては、倒産すると

はそういう温かい配慮が行われていないでしょ

う。この保証協会の保証といふものは、大企業に

対するそういう厚い措置を講じておると同じよ

うな性格の役割りを果たすのです。そういう考

え方の上に立つならば、代弁の枠によつて目くじ

らを立て、いま大蔵省がやつていらつしやるよ

うなそういう厳しい指導といふか指示、そういう

ものはやるべきではない。代弁がどんなにあつてもよろしいといふ無責任なことを私は言つうのでは

ない。ある団体などは無担保、無保証をやるだけ

やらせろ、お貸しくだされ、そういうような無責

任なことをやる団体もなきにしもあらずだから、

私はそういうことを言つてゐるのではない。とも

かく保証協会の性格を十分認識して、目的と手段

を躊躇しないようにしなければいけない。だから

いまの基本財産の問題と保証枠の問題、いわゆ

る代弁枠の問題、そういういたようなことに対する見解をお持ちですか。

○小田原説明員 今日のような経済情勢でござ

まして、先生御指摘の中小企業の金融の問題は今

後十分配慮していかなければならぬ、そういう

意味において信用保証協会の業務についても、信

用保証協会が協会としての健全な経理をしなが

ら、御質問の趣旨をよく体して私どもも行政を進

めてまいりたい、かように考えております。

○中村(重)委員 代弁の場合も、代弁をするとい

うことは傷がついたいわゆる前科者になつた、

それを完納しないと次の保証もしてやらないので

す。税金でもこれは吸い上げるべきではない、く

み取るようにしていかなければならぬということ

と同じように、弱い中小企業はいろいろな環境変

化の中で、むずかしい条件の中で倒産をしたり代

弁を保証協会にもらつたりする、そういう手

厚い措置を講じられるでしょう。中小企業の場合

はそういう温かい配慮が行われていないでしょ

う。この保証協会の保証といふものは、大企業に

対するそういう厚い措置を講じておると同じよ

うな性格の役割りを果たすのです。そういう考

え方の上に立つならば、代弁の枠によつて目くじ

らを立て、いま大蔵省がやつていらつしやるよ

うなそういう厳しい指導といふか指示、そういう

ものはやるべきではない。代弁がどんなにあつてもよろしいといふ無責任なことを私は言つうのでは

ない。ある団体などは無担保、無保証をやるだけ

やらせろ、お貸しくだされ、そういうような無責

任なことをやる団体もなきにしもあらずだから、

私はそういうことを言つてゐるのではない。とも

かく保証協会の性格を十分認識して、目的と手段

を躊躇しないようにしなければいけない。だから

これからどう指導していこうとお考えになつて

くる。これは地方自治体が中小零細企業を

守るためにできるだけ出捐金を増額していくとい

うことは当然だろうと思う。また、銀行にしても

保証協会の保証によって危険負担を免れるのだから

らして、これに協力していくことは当然で

なければならぬ。ところが負担金ということにな

つくると、できるだけ多く保証をしてもらった

者が、その保証の額に応じて負担をするという性格のものであるとするならば、その負担金によって保証協会を牛耳る。そういったようなことになりかねない、弊害というものが出てくる可能性もないしとしない。この点に対しても、今後負担金、出捐金ということについて、信用保証協会の基本財産を大きくしていくためにどう取り組みをしていくかとお考えになつていていたのか。

それから融資基金にしても準備基金にしても増額をしておるようですが、今日中小企業に対する制度融資というものが無数にでき上がつて、いるということになると、いま予算化しているような融資基金、準備基金なんというものは間に合わない。それから保証協会に対する基金の補助、これも本当に制度なんです。ところがこれを増額していくとすると考え方ではなくて、むしろ減額するといったような傾向すらあつて、これは言葉だけの中小企業の育成であつて、本当に中小企業というものを守つていこう、あるいは活力を与えていこうというような考え方の方の上に立つては考えられない。これらの点に対して今後どう取り組みをしていこうとお考えになつていていたのか、それをお答えをいただきたい。

あり得るということであればこれは望ましくない  
わけでございますが、これについてはわれわれの  
指導監督、それからまた金融機関に対する大蔵省  
の御指導ということによりまして、こういう問題  
のないようにならいたいというふうに考えるわけ  
でございます。

それからまた政府といたしまして、それでは信  
用保証協会の経営基盤強化を図るためにどういう  
ことをやっておるかということをございますが、  
これはお話をありましたように基金補助金という  
ものを置きましたして、必要な場合に補助をするとい  
う制度をやっておりまして、今後も必要に応じて  
考えていくべきだというふうに考えておりますが、  
さらに融資基金によりまして、この融資基金の運  
用ということがまた信用保証協会の力をつけるわ  
けでございますのでこれを増大していくといふこと  
とでございますが、現在約二千億円に上っており  
ますが、五十五年度においてもさらに二百八十万  
円の新規出資を行うということにしております。  
もちろん保険金を出しました後、つまり代位弁済  
の後の保険金の支出に伴いまして保険準備金は逐  
年支出をしておりまして、制度発足以来現在まで  
大体千七百億ぐらいの保険準備金を支出しておる  
わけでございます。そういうことによつて保険の  
運営が円滑になり、ひいては保証協会の経営基盤  
が強化されておるということでございます。

それから、先ほどございました地方の自治体の  
出捐金、銀行の負担金につきましてもわれわれの  
方からいろいろ指導いたしましたして、そういうもの  
が確実に、また円滑に出していくだけるようにな  
れわれも大いに応援をしてまいりたいというふう  
に考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 小田原課長、いまのともう一つ  
質問しますから、あわせて答えてください。

いまの点と、それから風俗業者が保証協会の保  
証の対象になつっていないのだな。これを対象にす  
ると保証協会の基本財産というものが崩壊してし  
まうというので、保証協会は反対なんですよ。と  
ころが政府関係の金融機関というものが融資をする

なんだな、三機関ともに、保証協会だけが保証の対象としないというのはどうもわからないのだ。しかし、これは業種が非常に多いから数も多い。業種も多いし業者の数も多い。これは大変だらうと思う。しかし避けて通れない問題だから、これに對してはどうお考観になるかという点もひとつあわせてお答えをいただきたい。

それから時間の關係がありますから、中小企業庁長官にはこの共済制度の問題について、倒産防止共済制度で私どもは保険制度と併用しろということを言ってきた。ところが、見直し条項をそのために入れたのだな。今回の改正はその見直し条項によつての改正ではないと私は理解をしているので、当然五年以内に見直し条項を入れているのだから、見直し条項、いわゆる保険の併用といふ問題をあわせて当然おやりになる、改正案をお出しになるであろうと思つてゐるのですが、そのとおりに理解してよろしいか。

それから商工中金は取り扱いの団体にするということに了解し合つておったところが対象から外しているから、これはなぜに外しているのか、この点もひとつお答えをいただいて、それで納得がいったならば終わることにいたしますが、まず先に大蔵省から。

○小田原説明員 お答え申し上げます。

金融機関の負担金の件でござりますが、これは信用保証協会の方は負担金と言つておりますけれども、これはしょせん金融機関が出捐する金でございまして、負担金という名前を使つてゐるわけですが、信用保証協会の全国の団体の方からも、各金融機関あてにその出捐の金をふやしてほしいという要望がございまして、私ども全国銀行協会、相互銀行協会、信用金庫協会、全国信用組合中央会等の連名で、各金融機関に対しして信用保証協会の基本財産を強化するという觀点からも、各金融機関の事情の許す限りその負担をふやすようにということを指導してまいつております。

ございますが、バー、キャバレ－等の風俗営業は、保険公庫の公共的性格にかんがみまして保険対象に含めることは適当ではないというふうに從来考えてやつて來ります。しかしながら、風俗営業の許可を受けているものであつても、食事の提供を主とした目的としておりますし屋などにつきましては、保険の対象としておるといふことから信用保証協会の保証もつく、融資もする、こういうことになつておる次第でございます。

○左近政府委員 倒産防止共済制度の見直しの件でございますが、これは法律に五年ごとの見直しがございます。ただ今回は、実はそういう基本的な問題についての検討を続けておりますけれども、制度発足以来二年の実績を踏まえて、とりあえず修正すべき点を取り上げまして改正をお願いしたわけでございますので、当然定期的な見直しは実施するといつもりでございますけれども、五年たしましたならば過去の実績を十分検討をいたしまして、懸案になつております保険制度の問題その他のいろいろな問題について十分検討いたしまして、必要な改正をまた御提案申し上げたいといたふうに考えておるわけでございます。

それから、商工中金がこの制度の取り扱い機関になつていらないという点でございますが、われわれといたしましては金融機関一般についてこれを取り扱い機関にしてはどうかということをいろいろ検討しておる最中でございます。この検討が進みますれば金融機関も倒産防止共済のいわば窓口になりまするということにいたしたいということです、現在いろいろの場合を想定して検討中でござりますので、そういう点でわれわれもこの問題について前向きに対処いたしたいというふうに考へております。

○中村(重)委員 終わりますが、小田原課長、環衛公庫をつくるときに、実はギャバレーとか高級料亭とか、それからアベック旅館だね、こういうものは対象とすべきではないということを強く主張した私は一人なんです。それで大分文句がつきまして、附帯決議の中には大衆的でないものは除

一四







○左近政府委員　これは信用保証制度の趣旨にかかる

ただきたいと願っております。

ます

れば、中小企業者の資金需要にはあるいは保証の

んがみまして、いまのよう無担保であつても極力借りられるような指導をわれわれも続けておる

次にもう一点、私が信用保証協会の保証制度について疑問を持ちます点は、保証協会の保証がついては、たとえ自己破産しても債務者に二度三度も負担を負わせることはないか、などと心配しておられる方々がいる現状を踏まえ、

改正点の一つは付保限度額の引き上げであります。この法案によりますと、普通保険が七千万円、且つ場合一億四千円、既に保険金一千

需要には応じられるのではないかというふうな根拠で七千万円というふうに引き上げ枠を決めたわ  
ね」といいます。

わけでございますが、今後もそういう点で中小企業者の方に十分要求にこたえられるような体制をやつしていくように指導いたしたいと思っておりまます。もちろんこの保証協会の運営というのはまたま

貸し付けを行うのが本来の筋じゃないかと思うのです。ところがそういう事例はありません。そういう点で当然一%の保証を取られる、さらには抵当権を取ると、うることになれば当然設定料も取ら

円 総合の場合一億四千万 無担保保険料一万円、特別小口保険が三百万円にそれぞれ引き上げられるわけであります。しかし、最近における中小企業者の資金需要はだんだん大型化しているのですね。さらば、長期にわたる不況の影響をか

○長田委員 そこで、特別小口融資、この制度を利用する金融機関からの融資が損なわれやすい規模事業者的小口保険の問題であります。そのため信用補完制度の機能を負っている東京都の制度

僕全性を絶えざるとして、面倒を必要とするとして、その点についてはわれわれもいろいろな基準で、示しながらそういう指導をやつておるわけでござりますが、今後も十分そういう点を徹底してやつてまいりたいというふうに考えております。

三木：耳にしましたが、お金がかかるわけですね。それで、そういうと、中小企業としては金利負担のほかに、そういうお金がかかるわけです。そういう意味で、金融機関としましても債権保全の完整性な体制になつたわけでありますから、当然低金利で金を貸し出せという私は意見なんですが、どうですか。

か。 金融機関が言用采正を必ずしも保証協会の保証をしてほしいという要求をするのですね。私はそういう点ではちょっと不合理だなという感じも実はするわけだけれども、こういうう金融機関に対する指導はどうされておるのでですか。

○左近政府委員 御指摘のとおりでございまして、信用保証協会の保証がつきますれば、金融機関としては貸し出しのリスクがそれだけカバーされるわけでございます。したがつて金利は相当分減額できるということにわれわれは考えておりま

つけなくとも貸せるというものについて、あえて保証協会の保証づけにするということは、これはまた中小企業の方に過度の負担を強いることになりますので、われわれとしてはそういうことがないようだということで逐年指導をしておりま

省とが連名で金融機関の団体に対しまして、保証つきのものについては相当分の金利を引き下げなさいという通達を出して指導しておるわけでござります。また、金融機関の団体におきましても、五十年の三月に、保証つきの貸し出し金利につい

て、過度な保証依存の是正ということで、各金融機関の団体にわれわれも連絡をし、また金融機関の団体自身が傘下の金融機関に何らかの連絡をしておるわけでございますので、今後もそういう指導をいたしまして、過度の保証をつけるということは自否とさせて、いろいろ考えて参ります。

ては優遇をするという自主決定もやつております。したがつて、その自主決定に従つて今後金利を引き下げてくださいということで、指導をおねがひます。大蔵省われは絶えずしておるわけでございます。大蔵省の財務局のアンケート調査によりますと、毎年決算期ごとに調査をしておられるつたでございまます。

われわれの考え方では、金融機関は得意先についてはそ  
ういうふうに思うわけでござりますが、いざおこ  
にいたしましてもそういう事態が必ずしも絶無で  
あるとはわれわれも言ひ切れませんので、今後も  
十分指導を続けていきたいというふうに考えてお  
ります。

が、保証つきの貸し出しの金利と保証なしの貸し出しの金利とでは約〇・三%から〇・四%の差があるというデータも出ております。ただ現実の場合になつてみますと、必ずしもそんなつてないといふ事実もないわけございません。したがいまして、これについても今後指導を徹底さしていただきたいというふうに考えております。

○長田委員 どうかひとつ指導の徹底を図ってい

○長田委員 次に本法案についてお尋ねをいたし

がカバーできます三百万円に限度額の引き上げを

それから企業化というものを促進するといふこと

すけれども、実際問題といたしましては、技術の

○盐川透員

とどめておる、こういふことでござります。  
**○長田委員** 次に、新技術企業化保険制度の創設についてお尋ねいたします。

でございまして、これは技術改善費補助金という試験研究をやる場合の補助金がございますが、これを地域産業技術振替ということで、比較的簡易な形で申請手続き等も簡単であります。

対象となるべく広く認めていきたいというふうに考えておりまして、特許あるいは実用新案等々、近年におきまして認められたような技術はもちろんでございますが、そのほかの技術でございま

いたしました。  
引き続いて、木内良明君。

中小企業を取り巻く環境は非常に厳しい状況ですね。原材料の高騰であるとか発展途上国との競争、または国民のニーズの多様化、さらには国内需要や産業構造の変化など、至つて厳しい状況に置かれているわけであります。そのため、中小企業者は

開ても積余金を出し得るとしているが五十五年度から新しく創設したわけでござります。

さらにこの技術の今度は企業化段階、つまり先ほどは試験研究の段階でございますが、企業化段階につきましては、従来は中小企業金融公庫の特別融資があつたわけですが、それに加え

会にかかるべき認定をするための組織を設けまして、その審査会等によりまして認められた技術につきましては、この保険の対象として取り上げていくというふうに運用する予定でござります。

この中小企業の問題は、通産大臣としては、日本経済の今日までの発展を支えてきた屋台骨そのものに關する重要な問題であるというふうに受けとめていただきたいと思いますし、また、そうした観点から本日私は質問を行いたいと思うものでござ

こうした環境変化に的確な対応を当然迫られるわけでありますけれども、そこで中小企業の技術振興を積極的に進めることが大事になってくるわけであります。政府はどのような技術振興対策を講じておるのか、また技術振興のためには人材育成が基礎となるわけでありますけれども、技術者養成施策は十分なのかどうなのか、その点お尋ねいたします。

まして今回この法律の改正でお願いしております新技术企業化保険制度というものを創設したわけでございます。こういうことによりまして技術開発を促進しようというわけでございます。

さらに、先ほど御指摘のありましたように技術については人材の養成ということも必要でございます。これについては中小企業大学校というものを五十五年度から創設をいたしまして、その中の

○長田委員 これは具体的な例で大変恐縮なんですが、それども、去年の八月、私のところに新技術の企業化を図りたいために資金が必要だという人が見えたのです。いろいろ相談に乗りましたけれども、ところが現在ではどうにも対象にならないと、いうことでだめになってしまったのですね。この新技術といいますのは、急速脱水機といいまして、含水率九〇%前後の汚泥を一気に一五%程度

特にいろいろいろいろ厳しい経済環境の中で、中小企業は倒産の危機にさらされているわけであります。倒産の実績等についての論及もいろいろな場で行われておるわけでござりますが、この審議に入る前に、たとえば、昨年の上期において「一万二千件の倒産があつた、昨年末においては一万六千件の倒産の実態」というものがあつたわけでありま

○左近政府委員 御指摘のとおり、この現在の厳しい経済環境の中で中小企業が生き抜いていくためには、技術力の強化というものが非常に重要な点になってまいります。したがいまして、昭和五十五年度におきましても大変厳しい財政下ではございますけれども、中小企業の技術対策については前年対比二一%増という経費をつけました。大体三十二億弱でございますが、その経費をつけて技術対策を強化しようということでやつておるわけでございます。

一部門」といたしまして技術に関する中小企業の研修を充実するということを考えておりますし、また、各都道府県におきましても技術に関するいろいろな研修制度もございます。それの助成を強化してまいりたいというように考えておるわけでございます。

に脱水する装置なんです。この装置を研究するためには通産省からは援助も受けたわけでありますけれども、このような業種ですね、開拓は、今回の保険制度では対象になるのでしょうか。

○左近政府委員 端的に申しまして、対象になるというふうに考えております。

従来、なかなか新技術の企業化というのは、リスクが多いのですから金融機関等も難色を示したという例が確かにあります。したがいまして、こういう保証をつけましてリスクを

内容いたしましては、一つは技術指導を充実していくということで、これは従来都道府県の公設試験研究所が中心になつて中小企業の技術指導に当たつておったわけですが、その技術指導に民間の方の知恵をかりようということで、技術アドバイザー制度というものを五十五年度から導入をいたしました。民間の人をいわば嘱託をお願いいたしまして、そういう民間の人の知識、経験を技術指導に生かしていくこうということです。

それからもう一つの対策は、技術の研究開発、

の具体的な要件につきましては通産省令で今後定めしていくことにしております。その内容につきましては、中小企業の技術向上に資するという観点から、特定の試験研究の成果でございまして、かつそれが中小企業の分野では商業的規模でまだ十分に利用されておらない、という技術を対象にしていくということを考えております。

具体的には、その技術の利用によりまして中小企業の製品の品質の向上あるいは生産工程の改善、品質管理の改善等々中小企業の事業の改善に期待が持たれる技術を対象とするわけでございまして

カバーするということにいたしまして、そのような新技術を実際に中小企業に取り入れるというukesをどんどんふやいていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○長田委員 最後に、いま御答弁がありましたが、どうか対象を余りしばられないで、せつかく開発した新技術の企業化を推進ができるようなく措置をぜひひとついただきたい、これを要望しております。

この点を要望いたしまして、私の質問を終わります。

しては真剣に、ほかにいろいろな国民的緊急課題も抱えておられますけれども、同時に、中小企業の問題には最大の情熱を傾けてしかるべきだとうふうに思うのです。

そこでお聞きするわけでござりますけれども、申し上げたように、昨年上期の一万二千件、それから末における一万六千件、多少景気上昇の事態が出てきているということで、ことしに入つてどういう推移をたどるかということを私は大変問題意識を持って見ておりました。実際問題としてのは、長官の手元にも具体的なデータがあると思いま

第一類第九号

ますけれども、依然として横ばい状態、「一月に千百八十八件、二月に千二百七十六件、三月に千四百五十五件、依然厳しい実情」というものが見られるわけであります。いわゆる昨年当初からの公定歩合の引き上げに伴う市中銀行の選別の強化あるいは大手商社によります取引見通しの問題、さらには原油高騰による価格の上昇、原材料の高騰、さらに採算割れといったいろいろな原因は考えられると思います。

しかしながら、まず、この法案の審議に入る前に、倒産の実態について大臣初め政府の関係者の方ほどどういう掌握をなさつておられるか。たとえば資本金別あるいは負債総額といった点に触れて、そこからまず議論を出発させたいと思います。初めに長官、それから大臣にお願いいたします。

○左近政府委員 この倒産の動向については、私たちも現在大変心配をしておる段階でござります。

いま御指摘がありましたように、一月、二月は、昨年の暮れが千五百件を超えたのに比べまして多少落ちましたけれども、三月は千四百件余りというところでございます。それから四月はまだ出ておりませんが、調査当局に感触を聞いてみますと、三月の横ばいかやや多い程度ということです。例年は一月、二月は比較的少なくて三月、四月が相当高くなる。それからまた若干下降をしておりましたのですが、急上昇はないというふうでございますけれども、まだまだ油断ができない。ことに先行きにつきましてわれわれ考えておりますのは、昨年の暮れ以来の原材料高、それから金融の引き締めということからいます。

とくに例年のように四月を越えて落ちるのではなくて、横ばいしない場合は上昇するのではないかということを大変心配をしておるわけでございますが、いまのところ、四月の状態はそのようなことでござりますので、今後どうなるかを絶えず注視して

いきたいというふうに考えておることでござります。

資本金別の構成比等いろいろ分析をしておりましたが、やはり資本金の小さいところ、大体百万以上五百万というようなところの規模が一番多くは、全体の大体五割弱を占めています。それからまた、それよりも小さい部分、百万円未満とか個人というのが大体三割弱、それから五百万以上一千万というところが一割強というような順になつておりますとして、やはり小さな法人というようなところが一番多いということで、この辺が景気の波がいま一番強く及んでおるところではないかとうふうに考えておるわけでございます。

それから、業種別の分析をいたしますと、五十四年の累計では、商業が五千九百四十六件、建設業が四千七百六十八件、製造業が三千百六十八件、サービス業その他が一千百四十八件ということが比較的多いということをございます。それからまた、製造業の中ではやはり繊維関係などが比較的多いということをございます。これがやはり現在の景気の状態をそのままあらわしておりますわけでございますので、今後も景気の推移を見ながら、この状態を十分見て、それに応じてこれに対し適切な対策をとつていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○佐々木国務大臣 私も選挙をやっている一人でござりますから、この問題にどれほど胸を痛めておるか、よくわかつております。また、土曜、日曜は大概地方のペーティーとかいうので出かけますけれども、陳情されますのは大概この問題でございまして、大変深刻な問題だと受けとめております。

いま全般的には大変好景気だという反面、中小企業のみは倒産が史上何番目なんという不名誉な数字も出でるわけでございまして、何とか早くこういう問題を解消したいものだという念願は、私も大変強く持つておる次第でございます。

○木内委員 大臣はいまいろいろな会合で中小企

業者の要望等をじかにお聞きになつておられるといふことがあります。

しかししながら、いよいよ時代も八〇年代に入つてまいりました。そうしたやさき、大平内閣の主要閣僚の一人として、後世に名を残す名通産大臣として、私は幾つかの評価基準があると思いますが、それが

これまで、その一つがやはりこの中小企業問題に対する手厚い保護育成、血の通つた政治を具体的な制度としてどのくらい充実し、あるいはいろいろな制度を創設したか、これも大きな判断基準になると私は思うのです。そういう意味から考えますと、恐らく大臣もお聞きかと思いますが、資本百万から五百万までの一番大変な零細の企業に、たとえば先ほどのデータから倒産の傾向となるのが一番強い。さらにまた、現場で經營の才覚等いろいろみがくチャンスに恵まれない製造業、そうした小規模であつてなおかつ業種別にも

立ちおくれが目立つ業種において、そうした特色のある倒産傾向が見られているわけでありまして、具体的に、総括的に何でもかんでもといふことでもなくとも結構だから、大臣の在任中にとにかく中小企業問題これだけはやつておいた、こういう目玉になるものをぜひとも残していくいただきたいと思うわけです。大臣はよくおれはエネルギー問題の権威であるということをおっしゃるわけですけれども、この際中小企業問題の権威にもなつていただきたい、このことを要望するわけです。

いま申し上げた資本金別百万から五百万までのベルトランに非常に強い倒産傾向が今日までありますけれども、この倒産傾向が今日まであつた、また今後もあるであろうという見通しが先ほどの長官の答弁からも感じられるわけです。それから、製造業についての率直な感想といったものもひとつ長官からおつしやつていただき、なつかつ大臣からお願いしたいと思います。

○左近政府委員 先ほども御説明申し上げました、倒産の企業の中で資本金百万円から五百万円というふうな、法人ではあるけれども小規模なもの、またこういうものは下請企業なども非常に多くあります。このことからお聞きします。

そこで長官、今までの中小企業の倒産の実態の中で、倒産原因についてお聞きをしたいと思うのです。一つにはやはり放漫經營あるいは販売不振、いろいろあると思います。特に今回問題にいたします連鎖倒産という点に目を向けなくてはいけないわけでござりますけれども、この倒産原因の割合はどうなつてているか、さらに連鎖倒産の実情、内容、どのように把握をされておられるか、これは長官からお聞きします。

○左近政府委員 昭和五十四暦年の倒産の件数を原因別に調べてみますと、販売不振という原因のものが約四割といふことです。統いて放漫經營、連鎖倒産といふような順序になつておるわけございまして、連鎖倒産の比率は、五十四年では企業倒産全体に占める比率が一二・三%というふうで、五十三年の一一・七%よりやや多いという段階でございます。ごく最近の数字で見ますと、一月、二月、三月はそれぞれ一三・六、一

三・二、一一・七というふうな状態で、三月はやや減少しておりますが、そういう姿になつております。

ただ、この原因というのは、たとえば先ほど申しました放漫経営とか売れ行き不振とか、いろいろなことが調査機関では類別されておりますが、実際は一つの原因ということではなくて、いろいろな原因が複合するというのが実は一番多いわけだと思います。したがつて、これをこういうふうに分けてしまるのは必ずしも適当かどうかという問題もございます。したがいまして、連鎖倒産にいたしましても、これだけが連鎖倒産かということがありますと、まだあるかもしれないというふうにわれわれ考えておるわけでございますので、今後連鎖倒産がどうなるかということにつきましては、単に数字だけによらず、今後の状態を考えますと、先ほどから申しましたように原燃料価格が高騰しておる、あるいは金融引き締めがだんだん浸透してくるということになつてしまりますと、どうしても行き詰まる企業が相当多くなるであろう。そういたしますと、それに取引を持つております連鎖倒産も当然ふえざるを得ないというところでございますので、これはやはり警戒を怠つてはいけないなということを考えておるというのが現状でございます。

○木内委員 確かに長官言われるように、倒産の原因を類型化して単純なデータを求めるることは、

こうしたケースの場合非常に困難ではあらうかといふうに思うのです。しかしながら、たとえば

具体的に一つの倒産の実例を分析してみた場合に、いろいろな方面からの倒産に至ったファクターといふものが見出されるわけでありまして、そ

れらの要因をまことにチェックをして、各制度でこ

うした問題点にネットをかけていくということ、

そうした複合作用というものが中小企業の倒産防

止を行う上から大事なことだというふうに思うの

です。そしたら点を考え合わせていろいろな制

度、措置がいま講じられているわけであります。

具体的に連鎖倒産、いまお答えが若干ござい

ましたけれども、五十二年に一千百八十八件、これは総件数に対し一二・四%だ。五十三年は千八百六十四件で一一・七%。五十四年は千九百六十七件で一二・三%。いわば大変な高率データが出ているわけであります。みずから大変な経営努力をされながら、外部的要因によつてあるいはまた環境を取り巻く経済的構造の要因によつて倒産を余儀なくされるというのがこれらのほとんどでございます。

いたしましても、これだけが連鎖倒産かといふ

とになりますと、まだあるかもしれないというふ

うにわれわれ考えておるわけでございますので、

今後連鎖倒産がどうなるかということにつきまし

ては、単に数字だけによらず、今後の状態を考えますと、先ほどから申しましたように原燃料

価格が高騰しておる、あるいは金融引き締めがだ

んだん浸透してくるということになつてしまりますと、どうしても行き詰まる企業が相当多くなる

であろう。そういたしますと、それに取引を持つ

ております連鎖倒産も当然ふえざるを得ないとい

うことでござりますので、これはやはり警戒を怠つてはいけないなということを考えておるというのが現状でございます。

そこで、先ほど申し上げた制度上の措置とし

て、今回審議する倒産防止共済制度を初めとし

て、倒産対策貸付制度あるいは倒産関連特例保証

制度などが実施されているわけでありますけれど

も、現実問題としては今まであるやりとりをさ

していただいたように、倒産の実情は少なくとも

計数的に言う限り、解決あるいは前進の形をあら

わせていない、こういうことが言えると思うので

あらしむる内容になつてゐるのかどうか。ただ制

度だけそろえたからそれでいいんだ。追及された

ときには、これとこれとの制度はやっていきます

よ。やっていけるけれども、実際にデータを見てみ

ると割合も倒産件数も減つてはいない、大きな幅

等で不十分な点が指摘されなければ、さらにこれを補強するあるいは新しい制度をつくるということも重要なと存じますけれども、いずれにいたしましてもいまのようになつてはいけないといふことは大変反省を要するかと思つております。  
○木内委員 この問題で余り議論していきますと時間がなくなります。ただ私は、いまの大臣の御答弁で心配になりましたのは、中小企業、特に素細企業の皆さんも含めてだと思ひますけれども、經營者の態度の問題だと、いふことも確かにいま言わされました。私は大臣のおっしゃる気持はよくわかるんですよ。だけれども、中小素細企業の皆さんというのは毎日それこそ朝から晩まで、経理から営業から製造の現場まで汗みずくになつて働いておられるわけですよ。それでいてなおかつ経済の見通しであるとかあるいはまた有能なスタッフをそろえて何とかこの窮状を開闢しようなどという方策を講じられないのが現場の状況なんですね。当然そうちした実態というものを勘案された上で手厚い保護が必要なんであつて、この原因は何かと聞かれたときに、經營者の態度も一つ問題なんだということではなくて、そういう状況を踏まえた上で、血の通う施策を具体的に講じていく必要がある、このことを私は要望しておきたいと思うのです。

加えて、わが党は、今日に至るまで中小企業の倒産防止あるいは融資の拡大等の問題について、政府のそうちした施策については当然一定の評価をしながらも、まだ不十分であるということから各種の制度の実現というものを主張し続けてきました。たとえば小規模事業者のための無利子、無担保、無保証融資制度を創設すべきである、これを長い党の歴史の中で、現場に根差したいろいろな生の御意見を聞いた上で訴え続けてまいりました。さらにもう、小企業等経営改善資金の融資枠の拡大と融資条件、融資方法の改善もさらに精力的に進めるべきである、加えて中小企業関連倒産防止保険制度、これも創設すべきであるということを言つてまいりました。さらに下請中

小企業手形割引融資制度の創設も行わなくてはいけぬ、信用補完制度の強化充実も必要である。こうした各制度の充実強化を図るとともに、制度については創設も行うべきだ。先日も法案審議で触れたわけでござりますけれども、政府関係機関の融資枠の拡大、融資条件の改善等も当然含まれるわけであります。こういう中小企業の倒産の実態というものが前進を見ない中で、わが党が主張し続けております制度に当然政府としてももう一度目をこらして実現に向けて努力をされるべきである、私は公明党の一人としてこのことを強く訴えるものでありますけれども、具体的な審議に入る前に、この点もひとつ御所見をお伺いしたいと思ひます。

○左近政府委員 中小企業の倒産を防止する、ことに連鎖倒産を防止するという点につきましては、やはりいろいろな側面からの対策が総合的に講じられなければならないということを考えておりまして、実は中小企業庁といったしましても倒産防止対策の技術的なあるいは総合的な視点から一貫して、中小企業の経営の実態をよく理解して、昨年八月以来中小企業倒産対策委員会といふ私的な懇談会をつくりまして、そこでいろいろな学識の持ち主あるいは中小企業の経営の実態をよく御存じの方にお集まりを願いまして、いろいろ検討しております。それは、倒産防止対策自身どういうものをやるべきかというようなことあるいは現在のたとえば会社更生法とかその他の法制度が中小企業にとってどういう意味を持ち、またどういうふうに運用を考えていくべきかというような点とか、いろいろな点を検討しておるところでございます。この倒産防止共済制度の改正その他についての御意見も伺いながら、今回のような改正案も実はできたということもございます。したがいまして、今後もそういうところで総合的な施策を検討していくことから、抜本的な対策を考えていきたいという点を現在考えているわけでございます。

講じていただきたいというお話をございました。一つお聞きするわけでありますけれども、せめて、長期的には言いませんけれども、単年度当たりの倒産の見通しというものを、いろいろな経済状況の流動的な変化等あると思いますけれども、見通しを立てた上で、政府としてはこれとこれとの制度を円滑に有効に運用することによって、たとえば五十五年度は恐らくこれだけ倒産の危機にさらされる企業が出るであろうけれども、これだけの政府の具体的な施策によって何%までは倒産を防止できるのだというふうな具体的な数字を挙げての短期見通し、計画というものが、単年度当たりで結構ですから、今後立てられないものかどうか。私はそこまでやつていただく必要があると思うのです。これは、長官どうです。

ることは大変な御苦労かと思ひます。しかしながら、やはりその見通しに基づいた制度の実行効果というものを浮き彫りにし、それがまた事務局の方、さらにまた中小企業事業団初め各関係者の方の励みにもなるのではないか、これを私は実感するわけです。どうかひとつ答弁のとおり、大変な作業だと思いますけれども、またじみな議論ではありますけれども、ぜひともそこまでやつていただきたい。それをまたこうした審議の材料として、私たちも一つ一つ着実にこの問題の解決を図っていきたい、こういうふうに思うわけありますので、この点をまず要望しておきます。

具体的にこの倒産防止共済の点に入つてまいります。

いままで申し上げた意味からも、この倒産防止共済制度の強化充実ということは私は重要な意義があると思います。先日も、きょうお見えになつております政府のお役の方といろいろお話をしたときに、大変自信を持つておられた。私も実際この制度には一定の評価を行ひものでござりますし、これが現実の場において中小企業を倒産の危機から救つたという実例も、パンフレットではなくて私のこの目で見聞をしております。評価しているわけであります。しかしながら、量的にもまた制度の内容面からも、いろいろ今後改善すべき点が多いわけありますけれども、その一つが実はこの利用状況の問題であります。

昭和五十三年四月の発足当初、加入者について中小企業厅や事業団は初年度十万件を見込んでいたにもかかわらず、実際には一年後の五十四年三月で一万六千九百三十八件にとどまっている。私はここに大きな問題を感じるわけでありまして、制度はつくったけれども十分中身が伴わない結果になってしまっている。確かに発足初年度といふことで見通しどおりいかなかつたということは、私はやはりお立場になれば十分わかるわけであります。

そこで聞くわけですけれども、発足当初十万件と見込んだ算定基準、同時に当時対象として考え

られた中小企業数、これがどのくらいであったか。加えて実際にいま見通しより大変下回っていった割にも満たなかつた加入だつたわけですけれども、これについてはどういう受けとめ方をしていいか。こうした点についてまずお聞きします。

**O・廣瀬政府委員** 発足当初におきましては、加入対象となり得る中小企業者の数を三百五十万企業と見込んだわけでございます。そのうちの何%かがこの制度に加入する、こういう前提で制度を考えたわけでございます。しかしながら、御指摘のとおり五十三年度の実績を見ますと非常に少ない現状でございます。

この原因は何かとどうことでござりますけれども、委員御指摘のとおり、確かに新制度発足の当初におきましては制度の普及が必ずしも十分ではない、あるいは加入促進体制が不整備であるということもあったかと思います。しかしながら、この二年間の制度運営の実績から振り返ってみると、やはり草々の間につくりました制度でありますために、この制度が中小企業者のニーズに十分適応していなかつたのではないか、こういう点を反省するわけでございます。各方面から寄せられました制度改正の要望を取り入れまして、特に早急に改善すべき事柄をしぼって今回御提案を申し上げた次第でございます。

○木内委員 きょうの午前中の質疑で、廣瀬さんは加入者が少なかつた原因を二つ挙げられました。一つはいま言わわれたこと、もう一つは倒産件数が下火になつた、確かにおつしやいました。私はいまそこで御説明された原因だと思うのです。倒産件数の下火等いろいろあるかもしません。しかしながら、一番問題になるのは、いまおつしやつたような理由だと思うのですよ。それを時間がたち、ある一定期間の加入状況というものもここで峻別でくるようになつた段階で、当然過去のこの利用状況をもつと増幅していくかなければいけない、こういうふうに思うわけです。

それで具体的にお聞きするわけでございますけれども、

れども、加入促進協議会というものが設置されてお

れども、加入促進協議会というのが設置されておる。ちょうどいいした資料を拝見すると、どうも加入状況があるわないので、この原因についていろいろ分析もされておったわけでも、加入促進協議会を設けて、ここで今後の対応を練つ

していくというふうなことになつてゐるわけであります。しかし、実際には中小企業庁が監督責任としてこの責任を負わなくちゃいけないので、加入促進協議会という、カムフラージュのための隠れみのをつくったのじやないかというふうなニュансを私は大変強く受けるわけであります。

そこで聞くわけでもありますけれども、加入促進

協議会の構成メンバーは一体どうなつておるか、また、その内容はどんなものか。さらにそれが今までどのように生かされているか。細かい問題にわたるわけですけれども、広範に触れるよりも、私は細かな問題で直接、着実に確認をして進めていきたい、こういうふうに思います。

もう少し申し上げますが、昭和五十三年七月二十八日、加入促進協議会が設置されているわけであります。構成メンバーは、中小企業関係団体、金融機関及び知事会というふうになつてゐるのですね。意見は一応出し合つておられるようであります。しかしながら、五十三年の七月につくられていふわけでありますけれども、よく考えてみると五十二年の第八十一国会でこの法案が通つた、翌年の五十三年四月にこの制度が発足しているわけであります。そうして発足したところ、当初年間の見通し十万件に対して、毎月どのくらいの加入が必要かということで恐らく懸念をされておつたと思うのです。ところが、十万余件であるためには相当数の月別の加入がなければならないにもかかわらず実績が上がらない。おくればせではあるけれども、実施されてから、その年の七月に入つて加入促進協議会が、経緯を見る限り設置されているのです。私は、少なくともいわゆる加入促進協議会といふものは、発足の前からこの協議会で行うべき協議、検討、分析というものが行われていなくちやならなかつたと思う。それが発足してみた、一

年間で十万件の見通しだった、ところが実際に現

年間で十万件の見通しだった、ところが実際に現実問題としてはなかなかその量には到達し得ない、これは大変だということで促進協議会が持たれたらんじやないかということを、経過で見る限りそういうふうに感じられるわけですよ。この点どう

○廣瀬政府委員 加入促進協議会の第一回の会議が五十三年の七月に開催されました点は御指摘のとおりでございます。しかし、当初の目標十万件の加入が恐らくうまくいかないであろうという意味で、急速七月に開催したといふものではなくて、新制度でござりますのでいろいろ準備がござ

○木内委員 構成メンバーとか第一回の五十三年七月の内容についてはお触りいただかなかつたので、いまお聞きすることとあわせてお答えをいただきたいと思うのですけれども、この協議会はどういう立場、どういう性格のものですか。

○廣瀬政府委員 この加入促進協議会の設置の趣旨は次のとおりでござります。

倒産防止共済制度の効果的な加入促進を図るために、中小企業者をその構成員としている商工会議所等の中小企業団体その他中小企業者の企業経営に深くかかわり合いのある関係者の意見を微して、毎年度具体的な加入目標を設定するとともに、その実効を確保するため設置されたものでございます。

構成メンバーにつきましては先ほど御指摘いただいたとおりでございますけれども、重ねて申し上げますと、全国中小企業団体中央会、日本商工會議所、全国商工会連合会、全国知事会事務局、商工組合中央金庫の代表者をメンバーとしているわけでございます。

なお、第一回の加入促進協議会では、本制度の普及、加入促進活動の方策と中小企業関係団体、金融機関及び都道府県等の役割り分担について審議

議をいたしました。

議をいたしました。  
以上でございます。

て翌年度に生かすという性格があるわけですね。そう思います。五十三年度行われました。五十四年度の加入実績状況はどうですか、反映されてい るのですか。当然前年度に比べてその促進協議会で行われた協議の内容というものが反映されて増 加してしかるべきですね。そう思います。——資 料が手元にないようですから申し上げます。これ

はしかこの問題を議論するときに大事な資料なんですよ。この法案は加入状況が十分でないというのが大きな問題の一つなんですから。いいですか。  
申し上げます。確かに五十四年度のこの加入促進計画がいろいろ練られた形跡は感じられます。  
ところが、その後の、五十四年の加入実績はどうだったかといいますと、五十四年四月三百八、五月二百三十九、六月二百四十、いずれも二百台から三百台、五百件を超えたのはわずか三回しか認められない。これは少なくともいまあなたが言わされたように、五十三年度の促進協議会の内容が十分反映された内容と私には思われません。どうで  
しょう。

○廣瀬政府委員 五十四年度に入りましたからの月別の加入実績は先生御指摘のとおりでござります。ただ、五十三年度におきまして、一年間特例前納制度というのがございまして、かなり、一万千六千件強の加入がございました。その特例制度が終了いたしました後の、いわば反動減という事情もこの数字に含まれているものと私ども考えております。

○木内委員 反動減ですね。ということは、毎年一度十万件は加入するであろう、ところがスタートであるから一括前納制度は一年間、时限でもつてこの制度を設けた、こうですよね。ところが、先に一方六千入っちゃった、だから次年度から、五

十四年度は余り入らなかつたといふことでしょ  
う、言えども見通し甘かつたですね、それはどうでしょう。

○廣瀬政府委員 五十四年度の月別の実績を見ますと、年度当初におきましては三百件、二百件と、わりに低うございましたけれども、その後、年度の後半に入りまして、制度の普及、P.R.、加入促進に努力をいたしました結果、若干月別の数字は上昇しております。しかし十万件に対して五十四年度六千五百件と、うのは、少くとも実質ぶれな

全般で二千件程度としないかとおもふが、実績が少ないので、この点は御指摘のとおりでございます。いま著者によると確かに十萬件というのはやや大きかったのかなと、このように反省をしております。こうしたことでもございまして、五十五年度におきましては目標を八万件というよう若干下方修正をしておる次第でございます。

は、何も数字だけ挙げてあげつらうわけでは決してない。しかしながら、過去の取り組みの姿勢、見通しが甘かったという、この一定の時点における

努力をしてまいりたい、このように考えております。

○木内委員 いすれにしましても加入の促進が行なわれないことには、時間の関係できょうは触れられないかもしれませんけれども、完済手当金でござりますとかあるいはこの共済制度そのものの財源の余裕の問題ですか、出てこないわけでありまして、ぜひともこの加入促進は、ほかのいろんな改善点もあるかもしれませんけれども、行っていただきたい。さらにもう一度、制度そのものの魅力を今後付加すると同時に、PR活動等も当然これをお願いします。

まとめで何点か、時間の関係でお聞きしますのでお願いします。

まず、一括前納制度についてでありますけれども

も、制度化の当初一年間だけで、その後昨年四月以降は毎月払いということになっているため、まとめた金を借りるにはかなりの年月がかかるという指摘がこの制度にはあるわけですね。こうした事情から、一括前納制度を復活延長することを検討してみてはどうかと私は思うのです。いままで加入促進の問題で何点かお聞きしたわけでございましたけれども、具体的に中小企業者が加入しやすい土壌、制度をもう一回洗い直してつくる必要があるのではないか。初年度でただだけの成果があつたわけです。再度この一括前納制度を検討されるお考えはないかどうか。当然この難点として皆さんはおつしやるのは、駆け込みの状態で加入するところが予想されるという懸念もあると思いますけれども、それはそれでやはり具体的な歯どめなり配慮を加えて、一括前納制度というものを再度検討するお考えはないかどうか。

それから完済手当金制度の問題でありますけれども、実はこれはゆつくり議論したかったところなのですが、時間がないので大変残念です。この内容がどうもあいまいでありますて、長期にわたる収支の均衡が保たれ、なお余裕財源が生じていると認められる場合には、共済金の貸し付けを受けて完済した者に完済手当金を支給することがで

きるといふやうになつてゐる。これが先ほどあなたが言われた制度上の新たな改善点の一つだと思つた。

うのです、これは、少なくとも中小企業者がかねて  
との内容を見たときに、そうか、まじめに積み  
立ててまじめに借りて、そしてまじめに完済をす  
れば完済手当金というファイードバックがあるんだ  
なというところで、恐らくなお一層言われるような  
魅力を感じられると思うのです。しかしながら  
確かにこういう条文があるけれども、果たしてど  
ういうときが長期にわたり収支の均衡が保たれて  
余裕財源が生じている状況なのか、また、いつご  
ろからそうなのか、この法改正が行われた、加入  
した、では完済手当金というものがつくのだとい  
うところで入ったところが、余裕財源が全然生じ  
ていないのでもらえなかつたということも当然起

けれども、先ほどの一括前納制度復活の検討が第一点、それからこの完済手当金の制度の内容のいま申し上げた点、この二点をお聞きして私の質問を終わります。

貸付金を受けるという制度でございます。一般的いろいろな共済がございますが、それもやはり一定の額を掛け、その掛けた期間に応じて一定の給付を受け取るという制度でございます。したがいまして、期間を経ずに一気に高額のものを掛けた給付を得るということは共済の本旨に反するのではないかなどということで、実は法制定の当時も非常に

に問題になつたわけでございますけれども、当時は倒産が頻発し、何らか手を打たなければいけない

い、しかも初めてでございますから、当時の制度では掛け五年たないと全額、つまり最高額の貸付金が受けられないということをございますて、五年間も待つおれないというようなこともありますございまして、いわば緊急避難的に制度発足後一年を限って認めたものでござります。そういうことでござりますので、やはりこの際はそれを復活するというのは大変むずかしいというふうに考えております。しかしながら、中小企業の方々が五年前掛けなければ貸付金の最高額を受けられないということについて、大変御不満なこともまた理由のあることとござります。そこで今回考えまして、掛金としては最高額を二百十万元にし、しか

も月々の掛け金額を五万円にいたしましたので、この最高額二百十萬円を掛けまして一千百萬円を借りられるにも三年半で済むということになります。さらに、現行制度の百二十萬円を掛けて千二百万円を借りるということに対しましては、月々五万円掛けますと二年でそれが実現することになります。したがって、二年で現在の制度と同じ貸付金を受けられるということにもなりますので、中小企業の方の、満額になるまでに時間がかかるという御要望に対しましては何とかおこたえができるのではないかというふうに考えておるわけでござります。

それから、完済手当金でございますが、これについてでは、要するに共済の收支がバランスがとれず、完済手当金を払っても收支が非常に悪くなるという見込みでないということになれば出すというのが趣旨でございますが、実際問題といたしましては共済金の貸し付けが多くて、しかも加入者が比較的少ないということになりますと、共済金を貸し付けるために外部から資金を借り入れなければならぬことになります。そういういたしますと借入金利息というのが会計の経費になるわけでござります。これが一つの会計の支出の要因でございますし、もう一つは貸し付けた金が貸し倒れに

なりますと、貸し倒れというのがまた共済の会計のマイナス要因になるということございまして、この二つが減少いたしますと貸し付けの共済の經理がよくなるわけでございます。そのためには、一つはやはり加入者を非常にふやしていくという意欲をいわば促進することにならうかと思ひます。したがいまして、こういうことが当初の計算よりはよくなれば当然完済手当金は出せるということで、この制度自身も完済をしようとしております。それで、現在貸付金は期限が五年でございますので、最初にお借りになつた方の完済時期というのも昭和五十八年になるわけでございます。したがいまして、五十八年度になりました見通しをつけて制度を確定いたしたいといふうに考えておりますし、またその後条件がよければさらにその手当金の条件を改善していくことも考えておりますが、現在の状態はまだ二年で、しかも最初の一年は特例前納制度があつたりしまして事故の発生率が相当高いので、平常状態とは言えないものですから、もう少し状態が落ちつくという時期を見て、これを計算して決めたいといふうに考えておりますが、この点についても先ほどからお話をありましたように、加入者がふえるということが共済の会計を非常によくすることになりますので、こういう完済手当金が十分支給できるためにも、先ほどの加入促進の努力をわれわれは一生懸命にやつまといりたいといふうに考えておるわけでございます。

○木内委員 いまの二点は大事なことですが、十分納得できませんけれども、時間がありませんので、以上にいたします。

○堀内委員長代理 これにて木内良明君の質疑は終了いたしました。

引き続いて小林政子君の質疑に移ります。小林政子君。

○小林(政)委員 今回改正しようといたしておりました中小企業倒産防止共済法の内容につきまして

は、その一つは、共済掛金の最高限度額を従来の百二十万円から二百十萬円に引き上げる、共済の貸付限度額を、これまでの千二百万円を二千百万円に引き上げ、積み立て期間を六十ヶ月から四十二ヶ月に短縮を図らうとするものでもございます。そしてまた、第三には、現行では共済金を借りて完済しても、借りた額の十分の一相当額が掛金手数料として金庫というか、共済の手数料として納められる、こういう点を改めて、長期にわたる収支の均衡が保たれ、なお余裕財源が生じた場合には完済手当金を支給する、以上の三点についての主な改正でございます。

私は、共済加入者の人たちの一定の要望を取り入れられ、さらに加入者の促進を図らうとする今回の改正であると思いますが、この制度は、ただいまいろいろと論議が行われておりましたように、五十三年四月一日に発足をいたしましてから今日で二年を経過いたしております。当初は十万人の加入者を目標といたしておりましたけれども、実際には五十五年二月末現在で二万一千人の加入者、こういう現状になつております。ただし、まいろいろと御答弁がございまして、結局もつと魅力をつけなければならない、加入者の立場に立つての加入者を目標としているというふうに考えております。ただいまの加入者が、こういう立場からの今回の改正ということをございますけれども、私はこの問題について、先ほど、五十五年度は八万人の加入者を目指としているということでございました。

○小林(政)委員 体制の問題につきましては、商工会議所あるいは商工会その他の委託をする団体についてお願いをするということをございますけれども、この体制は、具体的には今回事業量を四五倍ふやすという実態から見て、どのような対策がとられているのでしょうか。

○廣瀬政府委員 現在、倒産防止共済制度の業務委託をしております団体は、全国で三千七百七十五でございます。かなりの数に上っていると私ども考えております。しかしながら、私どもはこれで必ずしも十分とは考えておりませんで、たゞ融機関につきましても業務委託すべきかどうか、融機関につきましても業務委託すべきかどうか、

この次には、中小企業関係団体とかあるいは金融機関、都道府県に対しまして本共済制度の紹介、加入促進を目的とする説明会の開催を依頼するとか、あるいは共済事業団の役職員がみずから中小企業者を歴訪いたしまして、加入促進を依頼するといったようなことも実施をしているわけでございます。

このほか、毎年全国加入促進強調月間、これは十月と十一月でございますが、強調月間を設置いたしまして全国的規模で普及活動を実施しているものでございます。

ございます。これはなかなか容易なことではない

ことはわれわれも覚悟をしております。こういう

ことに対しまして事業団の方も、わずかではござ

いましたが、二名の人員の増も予算的には措置をい

たしました。そのほか、このPRの経費も十分確

保いたしてあります。やはり現状から考えます

と、八万件というものは大変大きな数字でございま

すから、この制度の改正ということで内容がよく

なったということを十分PRする方が一番大切

だらうと思います。そして現在中小企業団体、商

工会議所、商工会等に事務をお願いをしておりま

すが、そういう窓口を通じまして十分なPRを徹

底させたいということを考えております。また、

この窓口の問題につきましては、さらに、金融機

関について窓口をお願いするかどうかという点も

現在検討課題でございまして、先ほど御質問もございましたが、われわれといたしましては条件が整えばそういう点についても考慮をいたしまして、この窓口も拡大をすることによって加入件数の増加も図られるのではないかというよう

て、この窓口も拡大をするということによって加入者数の増加も図られるのではないかというよう

なことを考えておりますが、こういうふうな各種の情勢を総合いたしまして努力をいたしていきた

いというふうに考えております。

いうのは、結局は座っていたのでは加入者はふえ

ない、そのためには積極的に加入のための活動を行わなければならぬということを、私のところ

に説明に来られた方はおしゃっていらっしゃい

ました。私は、そだとすればそれ専門のあるい

はまたそれを担当する窓口がしっかりとしていた

ました。それが、このPRの経費も十分確

保いたしてあります。やはり現状から考えます

と、八万件というものは大変大きな数字でございま

すから、この制度の改正ということで内容がよく

なったということを十分PRする方が一番大切

だらうと思います。そして現在中小企業団体、商

工会議所、商工会等に事務をお願いをしておりま

すが、そういうPRを徹底させたいということを考えております。また、この点についてお伺いをいたしたいと思

います。

その他きめの細かい加入促進計画を実施いたしました

ておりますので、今後その成果が徐々に上がっていくものと考えておきます。

特例による申し込み加入者件数と、五十五年二月末の特例加入者による貸付利用額は具体的に幾らになっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○廣瀬政府委員 数字について御説明を申し上げます。

加入状況でございますが、制度発足以来二年間、ことしの三月までの実績で二万一千五百四十八件でございます。これを一般と特例に分けますと、特例が一万一千四百三十三件、一般が九千五百五件でございます。

○小林(政)委員 私がお聞きしたのは、これは質問の通告には入っていなかつたので準備をしていいだだいてないと思うのですけれども、いわゆる特例加入の方が借りた五十五年一月末現在の貸付額の総額はどのくらいになりますか、こういうことをどうぞりますので、もし調べてなければ後で資料をちょうだいしたいと思います。

(小林政)委員 五十五年一月末の貸付総額と掛金総額との関係を見てみますと、結局貸付総額が百十二億八千四百万円、掛金収入総額が百三十四億三千二百万円となっております。このままで貰いし付けの方が上回りそろな勢いでござりますし、特例制度による前倒れ、こういう影響もあってこのような事態が起こったというふうにも思われますし、これらの関連について御説明をいたただ

めたいと思ふ

○廣瀬政府委員 御指摘のとおり、ただいま一年間累計の掛金の総額は百二十一億八千万でござります。一方、共済貸し付けが非常にふえております。このままでいきますと近々のうちに掛金のみで共済貸付金を充当させるということはむずかしくなつてくるわけでございますが、この倒産防止共済制度といたしましては、当初からある一定の期間、時期におきましては、外部からの資金借り入れをして共済貸し付けに回すということも考慮しておりますので、一時的な金融機関からの借り入れは当然今年度にも導入されるものと考えております。

なお、特例前納制度によりますいわゆる貸し付け事由発生率は比較的高うございまして、九%を超過しておりますけれども、この特例の貸し付け発生率は今後徐々に下がっていくものと予想されままでの、全体としての共済事由発生率も下がっていく、このように見込んでおるわけでございます。

ておりますように、今後倒産件数の、激増とまで  
はいかないまでも、やはり非常に上回っていくの  
ではないか、ということが言われておりますときだ  
けに、私はやはりこの共済制度の今後の本当に中  
小企業の立場に立つてのあり方、そしてまた真に  
喜ばれる、入つていてよかつた、こう思われる制  
度の内容の改善というのは一段と重要なになつてき  
ているというふうに考えております。したがつて  
そういう立場から、結局は特別制度などもあつ  
て、掛金というものが少ない中で貸付額だけがふ

えていくと、どうような今日のこうじょう情勢といふのは決して短期の現象ではないであろう。このように考えておりますけれども、この点についてはつきりとしたお答えをいただきたいと思います。

○左近政府委員　われわれもいたしましても現在の状態というのは、当初予定しておった見通しから考えますと、やはり加入者が比較的少なかつたということが、こういう事態を生み出しておるとい

うふうに考えております。

そこで、やはり加入者を増加させなければいけない、そのためにはPRとかその他のいろいろな普及活動をやつておるわけでございますが、制度を実施いたしまして二年間たちまして、制度を利用した方あるいは制度についていろいろ御意見のある中小企業の方々の御意見を聞きますと、やはり制度自身にもう一つ魅力がない、もつと魅力を増せば加入するのであるがというふうなお話があつたわけでございます。そういうことでございますので、やはり現在の状態を打破するためには、法律では五年ごとに見直しということになつておりますけれども、緊急必要な場合ということで、われわれといたしましては二年間の実績を踏まえてとりあえず改正すべきことを改正しようということとで今回の案を出したわけでございますので、今回の一貸付金額がふえるあるいは積立額が早く実施できるというふうな点を踏まえまして、そして現在の方々の加入件数を増大させまして、そして現在のような共済収支の不安定を除去いたしたいといふふうに考えておるわけでございます。

〔堀内委員長代理退席、委員長着席〕

○小林(政)委員 先ほど共済への加入の目標についてお伺いをいたしましたけれども、今年度の貸付金総額というものについてどのくらいの見込みをお立てになつておられるのでしょうか。

○廣瀬政府委員 五十五年度の共済金貸付金額の予想でござりますが、率直に申しまして正確に推計することはなかなかむずかしいと考えております。ただ、現在月間八億から九億程度の貸し付け

がござりますので、この程度の月間貸し付けが続

○小林(政)委員 事業団からいただいた資料で見てみますと、私は、この財政収支の問題、たゞ一年間百億程度の貸し付けになるのではないかと、いうお話でございましたけれども、その資料の中身を見てみますと、五十三年度の加入件数が一万余件で掛金収入が百十九億三千三百四十円に対し、貸付金は四百四十八件で二十四億円ということです。五十四年度は、調べてみますと五十五年二月末現在の加入数が四千一百四十件、そして掛金収入が十五億円に対し、

貸付件数一千四十四件、貸付金八十八億七千六百円、こういう数字が出ております。この二年間の掛金収入は百三十四億、貸付金総額は百十二億八千四百万円と、その差はもうすでにわずか二十億円しかなくなっています。こういう状況でござります。したがって、今後加入者の増加いかんによつては、年間百億からの貸し付けというところになりますとこれは完全に赤字を出す、共済制

度そのものがこのままでは赤字を出していくのでございません、五十五年度の基金として政府は十億円の追加出資をいたしておりますけれども、この五十五年度井川加入者が本当に少なかった場合、そして実際には百億からの貸し付けが必要である、こういった事態が起こった場合には、この共済制度そのものが今後一体どうなっていくのだろうか、これは一時的に穴埋めができるのだろうか、そしてまたこれについて、事業団や政府は十億円の出資だけではなくて、このように思うわけでございまして、五十五年度の基金として政府は十億円の追加出資をいたしておりますけれども、この五十五年度井川加入者が本当に少なかった場合、そして実際には百億からの貸し付けが必要である、こういった事態が起こった場合には、この共済制度そのものが今後一体どうなっていくのだろうか、これは一時的に穴埋めができるのだろうか、そしてまたこれについて、事業団や政府は十億円の出資だけではなくて、

○左近政府委員　この倒産防止共済事業の仕組みは足らなくなる可能性も出てくるといふに従つて、いろいろやるのか、それとも貸し付けのための資金を調達するのに銀行から金利のつく金を借りて一時立てかえでやつていけばこの十億円で十分だ、このようにごらんになつてゐるが、この点について明確にお答えをいただきたいと思います。

といたしましては、収入は掛金でございまして、それに対しまして経費といたしましては借入金の金利とかあるいは貸し倒れによるマイナスとか、こういものを経費として見込んでおるわけでござります。それから、事務的な経費は、これは中企業のためといふことで実は事業団がやつておるというふうな形で運営をしております。

そしてその収入といたしましては、先ほど申しました掛金のほかに今度は完済手当金というようなものが出ておりますが、要するに貸し付けをいたしまして、完済をいたしましても積み立てた掛金相当額はいただいております。それが収入になるわけでございます。

そういうことで運用しておりますので、当面この借り入れをいたしましてもそれは共済事業の運用として当然考えておるところでございますので、ここしばらく借り入れが続いても問題がないというふうに考えておるわけでございますが、しかし不測の事態が生じてはいけないということで制度発足の当時三十億の出資をいたしました。五十五年度も十億の出資をいたしまして、不測の事態によつて事業団の運営が悪くならないようとに、いわば準備としての基金を積んであるわけでございます。それでございますので、今後の運営によりますが、先生の御指摘のように将来また運営について非常にむずかしい問題が仮にしてくるといつたしますれば、やはり政府といたしまして必要な出資をいたしましてその手当てをするといふことにならうかと思ひますが、われわれといたしましてはこの三十億プラス十億、四十億円の出資をもつて当面は乗り切れるというふうに考えておるところでございます。

○小林(政)委員 これは先のことになるかとも思いますがけれども、結局中小企業に対する倒産防止の共済制度でございますので、したがつてできるだけこの出資は足らなくなつた場合には行うとか、あるいは当面金利を、銀行から借りてきた分

だけでも補助金という形で見ていくとか、こういったようなことをやつていくことが非常に大事でありますかといふように思ひますけれども、通産大臣この点についてどのようにお考えでござります。

○佐々木国務大臣 いろいろ問題を指摘していただきました、今後もさらに検討してみたいと思います。

○左近政府委員 大臣のお話にちょっと追加させさせていただきたいと思いますが、御案内のとおりこの法案に五年ごとにいろいろな制度を見直すといふことはまさに世界にも類例を見ない新しい制度でございますので、いろいろ考えて発足したのでござりますけれども、やはり実際にやってみましていろんな状態がわかるというのが眞実でございます。したがいまして、今回とりあえず必要な改正をいたしましたけれども、今後の運営は十分この検討を続けて、そして必要な事態のときにどうに考えておりますので、いまのところ先ほど申しましたように当初の予定した運営でいけると思ふに考えております。

○小林(政)委員 加入者からいろいろと要望をお聞きになつて今回の改正がされたといふことに問題になつておりますけれども、絶えずこの制度の見直しといふものは法律に基づいて実施をしていきたいというふうに考えております。

○左近政府委員 およそこの共済制度といふものの趣旨は、加入者が一定の年限資金を積み立てますけれども、これについて実施をしていくといふことはなぜできないのでしょうか、この点についてお伺いをいたします。

で、あらかじめ多額の金を納めたからすぐに給付を受けるということでは、たくさん的人が集まつてお互いに助け合うという共済制度の趣旨からいますと、金をたくさん出したからすぐに給付がもらえるということでは成り立たないというが、本来の考え方でございます。ただ、この制度発足したという事情から見て、緊急避難的に、この本來の趣旨に反するけれども、一年間を限つて設けたというのが実情でございます。したがいまして、制度が軌道に乗りました上はやはり本来の趣旨に沿つて運営をするのが至当かというふうに考えるわけでございます。

ただ、いま御指摘がありましたように、五年も掛けないと必要な金額が借りられないということでは当座の間に合わないのではないかというふうな中小企業の方々の御意見もまことにごもっともでございます。したがつて、われわれといたしましてはこの制度の趣旨を生かしながら、しかも中小企業の方々の御要望に沿えるという意味で今回この掛金額を増加し、かつ毎月の掛金の額も二万円から五万円というふうに増加いたします。その結果、従来の制度の千二百万円を借りるために二年掛金を掛けねば済むということになっておりましすし、二千百万円を借りるについても三年半といふことで、当初の五年よりも大分短縮するということがなりましたので、特例一括前納制度は実施はいたしませんけれども、中小企業の御要望にはつきましては、増加については加入者の自由意思と申しますが、に従つて自動的にできるわけでございますが、減額については共済制度加入者全体に影響も考慮いたしまして、特定の事由がある場合において共済事業団の承認を得てできる

て、具体的には自由に選択ができるのですね。○廣瀬政府委員 御指摘の点については加入者の意向に沿いまして、具体的には、減額をする場合には中小企業共済事業団の承認を得て、ある時期から減額することは可能となっております。

○小林(政)委員 それは自由にそういうことをやつて差し支えないといふふうに受けとめます。

それからもう一つの問題は、加入者は倒産の被害を受けるかもわからないことで、その心配が大きい人はほど早く借りられるようになりたいと思って、したがつて共済に入つているわけですが、五年積まなければ必要な額が借りられないというのでは間に合わない、必要な額が借りられる限りがつくまでは、何としても早く借りられるようになります。五年積まなければ必要な額が借りられないと思つて、したがつて共済に入つてあるわけでございます。

○小林(政)委員 最初に、第一の御質問に関して御返事を申し上げます。

先ほどの御返事をさらにもう少し正確に申し上げたいと思うわけでございますが、掛金の増減につきましては、増加については加入者の自由意思と申しますが、に従つて自動的にできるわけですが、減額については共済制度加入者全体に対する影響も考慮いたしまして、特定の事由がある場合において共済事業団の承認を得てできる

ほかのパンフを見てみましたがけれども、「加入後増・減額ができます。」このようにはつきりうたております。特定の事情あるいは病気になつた企業を縮小したとか、そういう場合に限定されることはなくて、加入者の人たちが魅力を持って加入ができるという点から考へても、この点については彈力的に配慮していくことが非常に重要ではないだらうか、私はこのように考へります。特例一括前納制の復活をなかなか認めたいということになりますので、この点では中企業の皆さんのお望にこたえてもよいのではないか、このようにも考えますけれども、佐々木大臣、この点についてどのようなお考えをお持でしようか、お伺いをいたします。

法律の第八条に掛金月額の変更の規定がござります。

ますが、「事業団は、共済契約者から掛金月額の増加の申込みがあつたときは、これを承諾しなければならない。」「事業団は、共済契約者からの掛け金額の減少の申込みについては、通商産業省令で定める場合を除き、これを承諾してはならない。」こうなつておりまして、省令の第九条では、たとえて申しますと、共済契約者が掛け金の納付を継続することが著しく困難であると認められる場合、具体的に申しますと、事業経営の著しい悪化、疾病または負傷、危急の費用の支出等の場合に限つて減額が認められる、このようになつております。

○小林(政)委員 そうすると、このベンフレットは間違いなんですね。このベンフレットには「加入後、増・減額ができます。」とはっきり書かれています。

○廣瀬政府委員 このベンフレットに書いてござりますように増減ができるわけでございますが、減の場合には特定の条件があるということをございます。

たね。五千円、一萬円、一万五千円、二万円。今は十コマで五万円から五千円ということになりますけれども、一般の方が——これはこれだけじゃなくて、私、一、三冊ここへパンフを持ってきておりますけれども、そのどれを見ても加入後は増減額ができますとだけしか書いてないのです。そうしますと、やすことは可能だけれども、掛け金を減らすということについては、いま言われたような第八条によつて云々と言つて解説では、これは私は間違ひではないかと思うのです。

して育てていくへきではないか  
ております。

に、五万円でもって加入をした人が、年間で六十五万円、そして実際にには二年間だと百二十万円、これだけ、二年間だけ五万円を納めれば、後はいろいろと事情もあって二万円の口にしたいとか一万円の口にしたいということで、それを自由に選択权を有することがなぜ弾力的にできないのでしょうか。通産大臣、この問題については、一括前納制度というものを今回おとりにならなかつたわけですから、せめてこの加入の掛金の増減、これは弾力的に扱つて、業者の皆さんのお望みにこたえるといふことが非常に大事ではないだろうか、このようないふことがますけれども、大臣の見解をお伺いいたしたいと思います。

当部長が御説明したとおりでございます。ただ、いま御指摘のように、なるべく早く自分の必要な貸付金を受けられる資格を取りたいということでした、たとえば最初五万円掛けて、ある時期に必要な額に達すれば後は減額をするという考え方もつ成り立ち得ると思いますし、いまおっしゃいますように、制度としては違いますけれども、趣旨において特例前納制度というものがない場合においては、そういう点を考えたらどうかという御提案も一つの意味のある御提案であろうと私は考えます。ただ、現在そういうふうな制度になつておりますの

で、これについてはもう少し検討させていただきたいと思います。当初決めましたときは、必要な額を当初の掛金で考えて、そしてその期間の間の運用によっては、必ず充當するという前提から、いまのような仕組みになつておりますけれども、いまのような御趣旨について、われわれはいたたましてもひとつこれから勉強させていただきたいというふうに考えておりますので、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

○小林(政)委員 検討をしてみたいということでございますので、せっかくのそういうことについて、十分彈力的な運用を図つて、魅力ある制度にして育てていくべきではないか、このように考えております。

次に完済手当金についてお伺いをいたします。

この問題についても先ほどから何人の方々がいろいろいろいろと御意見が出されました。政府からの説明も同じことの説明が何回かございましたけれども、私は何度聞いていてもやはりよくわからぬ、こういう感を深くいたしているものでござります。具体的に完済手当金については、長期間わたる収支の均衡が保たれ、なお余裕財源が生じたと認められる場合に、共済金の貸付金を受けて完済した者に完済手当金を支給する、こういうことで、同じことが何回か御答弁でございましたけれども、完済手当金が支給できる条件、それは何回説明を聞いてもよくわからないのです。数字も出てきませんし、具体的にはどういう事態、どういう条件のときに完済手当金を支給するのか、それがはつきり数字か何かになつて出てこなければなりません。私どもとしてはどうもよくのみ込めません。具体的には八万件を超した場合のことと言つているのだらうか。あるいはまた完済手当金とは一体どういうときにどのような形で出されるのか。たとえ賃付総額の十分の一を、借りた場合には利回りといいますか、一つの事業団の手当といふことを

○左近政府委員 いままでの制度は、共済の収支につきまして、要するに貸し付けをいたしますと必要な場合には貸付金を外部から借りるという場合が先ほど申しましたようにあるわけでございますが、そういう借入金の金利というのが一つの費用になります。それから貸し付けました後借りた人が貸し倒れになる、これは不幸なことではございますが、やはり現実に資金を貸しますと貸し倒れというのが一定の比率で出てまいります。その貸し倒れを補てんする経費がまた経費になります。したがいまして、この共済金の運営の中で経費として貸し付けの場合に出てくるのは、その貸し付けの原資の利息とそれから貸し倒れの費用とということになるわけでござります。それで、従来はそういう経費を賄うために貸付金を貸し付けました後、その貸付金の十分の一だけを経費としていただくということになつておつたわけでござりますが、われわれといたしましては十分の一を固定して経費としていただくというのは不本意である、これはやはり先ほど申しましたように借入金の金利をわれわれが十分いろいろ努力をして低下させることができ、さらにまた加入者をふやせば借入金をほとんどなくすることも可能かもしれないというふうなことで、この加入者が非常に増加をいたしますと借入金というものの金利が非常に節約ができる可能性が大きいにあるわけでござります。それからまた貸し倒れにつきましても、借入金を借りた方の御努力によって相当貸し倒れといふものも減少ができるというふうなことがござりますので、これを貸付金の十分の一、つまり積立金額というものを経費としていただくというふうに差し引かれるわけでございますけれども、その全額が戻つてくるのか、そのうちの何割が戻つてくるのか、あるいは一割なのか二割なのか五割なのか、こういった点もかいもくわからないのです。法律を改正して今回こういう措置がとられるわけですから、こういった点について具体的に国民にわかるような、中身についてきちっとしたお答えをちょうだいしたいと思います。

に固定するのは不本意であるということから、それを増加をいたします、つまり貸し倒れが減少すれば、その分だけはやはり金を借りた人にお返しをしようとというのがこの制度でございます。ところが、この制度が発足をいたしましてまだ二年でございますし、まだまだ昭和五十八年にしか完済の時期が参りません。したがいまして、貸し倒れが幾らあるかといふこともなかなか判断つかないわけでございます。したがって、これはもうしばらく実績を見ました上で、大体貸し倒れ率がこのくらいになるだらうということがわかると思います。それからまた加入者がある程度増大をいたしますと、借入金というのが大体この程度でいいだらうということがわかります。そのわかつたところで計算をいたしたいということでございます。

せん。具体的にはどのようなことを指しているのか。法律が今回改正になつたのです。法律を改正するということは、やはり一定の方針を持って改正が行われるということがしかるべきだと思います。それが何もされないまま、その時点になつて勘案をいたしましてなどというようなことでは、これは大変私としては不満であり納得ができませぬけれども、時間の関係もございますので先へ進みたいと思います。

この完済金に続きまして解約手当金というのは現在どうなつておられるのでしょうか、この点についてもお伺いをいたしたいと思います。

さらにまた、自治体の窓口を利用して加入者を促進していく、こういう問題についても私は積極的にこれを取り入れていくべきではないだらうか、このようになっておりますけれども、この点について、先ほど銀行についてのお話はございましたけれども、自治体についてはお話がございませんでした。具体的に自治体の場合には、東京都の場合をちよつと調べてみると、関連融資制度というのを見てみますと、中小事業環境整備等の経営安定資金融資というのがございますけれども、これは東京都の労働経済局金融部金融課が倒産企業の代表者からの届け出を受けまして、そしてそれを今度は市区町村にその資料を送付をして、そして関連中小業者に証明書を自治体の窓口から発行をしているわけでございます。こういう観点などを考えますと、関連倒産の場合には、自治体の窓口というものが、やりようによつては非常に大きな役割りを果たしてくれるのではないか、私どもはこのように思いますけれども、この二点についてお伺いをいたしたいと思います。

約の場合には七五%，任意解約の場合には八〇%，また四十八カ月以上六十カ月未満の場合で事業団解約の場合には九〇%，任意解約の場合には九五%，また六十カ月以上掛金を納付した場合は、任意解約でありますと一〇〇%戻つてまいりますが、事業団解約の場合には九五%となつております。

第二点の、窓口を特定の団体に限定せぬもつと拡大すべきではないか、たとえば自治体にも広げるべきではないかという御質問でございますが、倒産防止共済制度の委託を行う団体は、委託業務の内容が公的性を持つことにかんがみまして、中小企業関係の経済団体であります商工会及び業種別団体を会員といったします中小企業団体中央会への組合に限定しているわけでございます。この業務を市町村等に委託することは、制度の性格上果たして適当かどうかという問題でございますが、中小企業者であるとの確認とかあるいは回収困難となつた売掛金債権等の額の確定等、種々の確認事務や証明事務あるいは加入者が管理事務といった業務を伴うために、これを市町村等、いわゆる地方自治体にまで広げるということは必ずしも適當ではないと私ども考えております次第でござります。ただ、本制度の普及については、都道府県、市町村を初め、絶大的な御協力をいたしておりますので、この点に関しましては今後とも引き続き協力をお願いしたいと考える次第でございます。

○小林(政)委員 この点についてもまだだ論議をしたいと実は思つておりますけれども、時間が参つてしましました。もうあと五分しかございませんので、きょうはほかにもおいでいただいている方もいらっしゃいまして、質問を予定してい

あるということで、立入調査がされたのでしようか。

○妹尾(明)政府委員 石こうボードの業界につきましては、共同して石こうボードの販売価格を引き上げた疑いがあるということで、先生御指摘のように本年三月二十七日に石こうボードのメーカーの団体である石膏ボード工業会及びそのメンバーやある石こうボードのメーカーの事務所等合計三十六カ所につきまして立入検査を行いました。このカルテル行為につきまして、その主体が事業者団体であるということになりますと、事業者団体のカルテル行為を禁じました独立禁止法の第八条第一項第一号に違反するということになります。それから個々の事業者の行為ということがありますと、事業者のカルテル行為を禁じました第三条に違反する、こういう疑いがあるということございます。

○小林(政)委員 吉野石膏は四十八年、これも日本石膏ボード工業組合と一緒に、公正取引委員会で、独禁法第八条第一項第一号の違反として審決が行われておりますけれども、このときの同工業組合の理事長さんというのは恐らく吉野石膏の社長ではなかろうか、このように思いますがとも、四十八年当時のことについてお伺いをいたしたいと思います。

○妹尾(明)政府委員 石こうボードの価格のカルテルの関係につきましては、先生御指摘のようにな、昭和四十八年四月に日本石膏ボード工業組合に対しまして八条一項一号に違反するということで勧告いたしまして、五月十日に審決になっております。ただ、ちょっと手元に資料を持っておりませんので、当時の理事長がどなたであったかと

計算方式等については、いま申しましたようにまだ経験を積んでおりませんので、もう少し期間を置かしていただき、そして大体貸し倒れ率が幾らであろうというようなことが推算がつきましたときに數字化いたしまして、またお目にかけたいというふうに考えております。

○廣瀬政府委員 お尋ねの第一点の解約手当金の制度でございますが、法律第十一条によりまして比率を決めております。掛金を納付した月数に応じまして、また事業団解約か任意解約かによりますけれども、してそれぞれ比率が異なつておりますけれども、一、二例を申し上げますと、掛金納付月数が十一

たのができなくなりましたので、この次に行なったいということを申し上げ、一つだけ公正取引委員会の方にお伺いをいたしたいと思います。

吉野石膏株式会社など十七社及び石膏ボード工業会に対して、五十五年三月二十七日に公正取引委員会が独禁法違反の疑いで立入検査を行つてお

○小林(政)委員 二回にわたってカルテル行為あるいは価格引き上げなどのこういった独禁法違反行為を行いました吉野石膏株式会社の須藤恒雄代表取締役社長は、五十四年の十一月政府から勲三等瑞宝章を授与して、三十一年三月には、同じくは

卷之三

卷之三

卷之三

1

する歎勲の推進を行った事実がありますか。

さらにも、吉野石膏の須藤恒雄代表取締役社長の会社は職場の中でもいろいろと問題を起こし、労働委員会は三度にわたり、解雇を撤回し、解雇者を原職に復帰させ、そして未払い賃金を払うよう、組合員に謝罪をしなさい、こういう命令を下してしまはずけれども、吉野石膏はその命令を守らず、しかも争議の解決交渉さえまだ拒否し続けております。休憩時間や休みも満足にとれないで、労働強化を強制されている三交代制のこういった製造現場では本当にひどい状態が起つております。全体の三割にもなる人たちが悲惨な健康被害に悩まされています。こういった企業の外では価格のつり上げをやり、企業の中では低賃金、そしてまた労働強化を押しつけているようなこないところに対しても何で通産省が勅三等宝章の推薦を行つたのか、私は中小企業政策の基本姿勢についてお伺いをいたしたいと思います。

○児玉(清)政府委員 お答え申し上げます。  
独裁法違反事例の審決につきましては、先ほど公取の方から四十八年の事例について及び今回の件についてお触れいただきましたけれども、いま御指摘いただきました昨年十一月三日の瑞三の勅章の推薦につきましては、これは私ども通産省の原局といたしまして、須藤恒雄氏の過去の団体歴及び会社その他の事情を十分勘案いたしました。実行力をもとにいたしまして、たとえ申請の際は、あるいは防火建築材の認定取得とかあるいは製品の実質価格の制定等々の事例を客観的に調査いたしました。特に昨今において技術開発の面におきまして、この会社ないしこの業界の発展に須藤氏の尽くされました功績、これをもとにいたしまして推薦を実施いたしたものでございました。

○小林(政)委員 納得できません。時間ですから、これでやめます。  
○塙川委員長 これまで小林政子君の質疑は終了いたしました。

引き続いて横手文雄君の質疑に入ります。横手文雄君。

○横手委員 私は、まず信用保険法並びに倒産防止共済両法案の一部改正に係る質問の前段として、中小企業の定義について意見を交えて御質問を申し上げます。

中小企業の定義は、たしか昭和四十八年でござりますが、すでに六年が経過し、しかもこの間、特に前半は日本の経済が猛烈なインフレに見舞われて貨幣価値がうんと下がってしまった、こういったことで、今日では製造業における資本金一億円、従業員三百人、こういった規定では少し中小企業としての定義が低過ぎる、こういった意見を聞くわけでございますし、私もそうだと思いますが、これに対する見解をお聞かせいただきたいと存じます。

○左近政府委員 現在、八〇年代の中小企業のあり方あるいは政策の方向ということにつきまして、中小企業政策審議会で御議論を願っておりますことについてお触れいただきましたけれども、いま御指摘いただきました昨年十一月三日の瑞三の勅章の推薦につきましては、これは私ども通産省の原局といたしまして、須藤恒雄氏の過去の団体歴及び会社その他の事情を十分勘案いたしました。実行力をもとにいたしまして、たとえ申請の際は、あるいは防火建築材の認定取得とかあるいは製品の実質価格の制定等々の事例を客観的に調査いたしました。特に昨今において技術開発の面におきまして、この会社ないしこの業界の発展に須藤氏の尽くされました功績、これをもとにいたしまして推薦を実施いたしたものでございました。

○横手委員 駄元業の資本金三千万、従業員百人

あるいは小売、サービス業のそれぞれの定義あるいは規模企業等の定義についても私は見直すべきだ、こういうふうに考えており、いま相談がなされておるということですが、中小企業厅としてはその審議会の答申が出たらということもそう

でしようし、企業厅としてこれはやはりそぐわないからこれを見直すべきだ、こういう積極的な御意見がありますか。

○左近政府委員 われわれもこの政策審議会の委員の方の御意見も伺つております過程でございますけれども、中小企業厅自身といたしましても、この範囲についてやはり時代の変化に応じて範囲を考えていくべきだという考え方を持っております。

ただ実際に、いまおっしゃいましたように製造業のほかに卸売業、小売業、サービス業といふようなものもござりますし、どの範囲をどのように改めたらいいかという問題については、やはり各般の御意見を伺わなければいけない、あるいはわれわれ自身も相当勉強しなければいけないと思いますので、仮に政策審議会の変えるべきであるという御意見が出ても、その御意見の上に立つて今度は具体的にどのような改め方をすべきかといふ点について、何ヵ月かの検討は要るのではないかというふうにわれわれは考えております。

○横手委員 それでは、この中小企業の定義について中小企業庁としてもこれは見直すべき時期にきておる、こういうのが基本的にはあるというふうに御意見が出ると思います。したがいまして、この政策審議会で中小企業の範囲についてたとえば見直すべきであるというふうな御提言が出てきますとすれば、われわれといたしましてもそれには御意見が出ると思います。その御意見に従いまして、われわれも検討を進めてまいりたいといふふうに考えております。

質問を申し上げます。

付保限額が引き上げられるわけでござります。これは中小企業の要望に従つてその業界の要望にこたえる、こういうことでございましょうが、特にその理由がほかにございましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○中澤政府委員 今回の限度額の引き上げにつきましては、御指摘のように中小企業者の要望もござりますし、また客観的な統計等の事実から見ま

しても、貸付規模の増大がこの数年ござります。したがつて、大多数の中小企業者の要望と申しますが、ニーズにこたえるために限度額を引き上げることでございます。その他の理由は特にございません。

○横手委員 限度額が引き上げられるということになりますと、いわゆる保証協会の保証額の総額も上がつてくるということにつながつてくるわけでございます。地方の保証協会は基金に対する保証の限度枠、こういったものが大変窮屈になつていかなければならぬ、こういうことにつながつてくるわけでございますが、地方自治体の財政難の折から出捐金の増額等は大変むずかしい問題ではないか、こういう気がしてならないわけでございますが、これに対しても政府としての対処の措置、方針がございましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○左近政府委員 信用保証協会が中小企業の資金需要に適切にこたえられるというためには、協会の経営基盤が強化されなければいけないわけでございまして、そのためにもいまお話しのように地方公共団体からの出捐金あるいは金融機関からの負担金というものを増額をいたしました。そして信用保証協会の基金を強化するということが必要であります。これについては各地方公共団体あるいは金融機関にたびたびお願いをしておりますが、今後もいろいろお願ひをいたしまして充実を図りたいというふうに考えておるわけでございます。

なお政府自体といたしましては、四十六年以来基本財産の増強というために、必要に応じて基金補助金を交付してきたわけでございまして、昭和五十五年度におきましても四億円の基金補助金を交付するということにしております。その結果、当初以来合計で五十八億の基金補助金が支出されることになるわけでございますので、これが

われわれは考えております。



ただ、信用保証協会の中には実際の技術を認定する実力のあるところもございますので、信用保証協会でも自分の方で技術の人をそろえて委員会を置いて認定ができるというところについては、信用保証協会での認定にゆだねるということにもいたしたいと思っておりますが、これについては制度発足いたしましたならばそういうことにいたしまして、いずれにしても、あらかじめ認定を済ませれば後々そういう問題が起らないようにいたしたいということで考えております。

○横手委員 そうしますと、私がいま、単協の中で多少心配の向きがござりますよというようなことを申し上げたわけでございますが、事前に認定をし、それを保険公庫あるいは地方の単協が行うことであって、それを通過したものであれば、たとえそれが後で代位弁済になつても、監査の中でこれは免責だ、こういうことはあり得ない、こういうふうないように理解してよろしいわけでござりますね。

○左近政府委員 そのように運用いたしたいといふふうに考えております。

○横手委員 次に倒産防止共済法について、法案の内容並びに関連をすることについてお伺いを申し上げます。

まず私は最初に、最近における中小企業の倒産の動向がどうなっておりますかということをお尋ねをいたします。

○廣瀬政府委員 中小企業の倒産は、負債金額一千万以上に限った統計で御説明を申し上げますが、その動向を見ますと、件数、負債金額とともに五十四年央までは、一年余りにわたりまして前年同月水準を下回る傾向が続いておりました。しかし、件数は五十四年の八月から、負債金額は六月から、それぞれ前年同月比増加に転じておりますて、その後も増加傾向をたどっております。特に年末以降は件数、負債金額ともに前年同月水準を大幅に上回っている次第でございます。その結果、件数の五十四年の累計は一万六千三百件で、五十二年の一万八千四百四件に次ぐ史上第一位の記

○横手委員 中小企業の問題、大変重要なことだと思います。これも先ほど来触れられておることでございますが、本制度が発足をして二年間、加入件数、五十四年十二月現在で約二万件、全国四百五十万中小企業者から見ればまだまだ少ない、こういう感覚がいたしますが、このことについて一言お伺いを申し上げます。

○廣瀬政府委員 倒産防止共済制度の最新時点、つまり三月末の実績を申し上げますと、加入件数が二万五千五百四十八件でございます。これを年度別で見ますと、五十三年度におきましては一万六千七百三十八件、五十四年度では四千八百十件となつております。

御指摘のとおり、中小企業者の数は膨大なものでございますが、その間にあってわずか二万件程度しか加入していないという点におきましては、まだまだ努力が足りないと考えておるわけでございます。しかしながら、制度発足わずか二年でございます。また、年度間の加入目標件数も先ほどございました。しかしながら、今後の制度改革改正正され御議論がございますように年間十万と設定しておりますとして、膨大な数の中小企業者が直ちにこの制度に加入するとは私ども予想はしてないわけですがございます。しかしながら、今後の制度改革改正正されることはそれを踏まえての普及促進、加入促進によりまして、この制度がより魅力を持ったものとこれまで中小企業者に歓迎されることを期待しているわけでございます。

なお、加入者は二万一千件強でございますが、この二年間の共済金の貸付状況について見ますと、昭和五十五年三月末現在で二千七百三十一件、金額にしますと百三十一億八千万円余に上っておりますとして、本制度は、取引先企業の倒産に遭遇しました中小企業者の連鎖倒産の防止に貢献しているものと考えておる次第でございます。

○横手委員 今回の改正によって掛金があえる、

それに伴つて共済金の貸付限度額もふえて、さらく掛金の期間も短くなつておる。これは業界の意向を体してこれにこたえた、こういうことであつたといふやういふべきである。そこで、さういう意見がござります。さらに強い意見として、据え置き期間がせめて一年ということにならなかつたのだろうかと、つまり半年の据え置き期間では、新しい取引先を探したり、あるいはまた新しい取引先の注文に応じるための設備、技術の改良には大変無理だ、こういうような立場から、せめて一年据え置き期間、こういうやういふことを言われておりますが、これらの要望に対して御意見を聞かしていただきたいと思います。

ものではないか、このように考えるわけでござります。  
それから、第一番目の御質問の返済は、現在五年ということになつております。据え置き半年でございますが、その据え置きの期間を一年に、こういう御要望でございますけれども、私どもいろいろ計算をいたしまして、返済金もこの共済制度の運用のために必要な資金というように計算をしておるわけでございますので、据え置き期間が半年から一年に延びるということは、現状におきましては共済収支に悪い影響、つまりマイナスの影響を与えるものと考えておりまして、当面はこの期間でやつてまいりたいと考えておるわけでござります。

○横手委員 事業團の方から見ればそういうことになるのでございましょうが、中小企業の皆さん方——先ほど来の答弁の中で、世界に類のない制度でありますということでおられるわざでありますし、出しておられるこのパンフレットの中にも大変喜んでおられる事例がたくさんあるわけでござります。収支も大変大事なことでございましょうけれども、ここまで來たのであるとするならば、中小企業が不渡りをもらつた、その見返りとしてお金を借りてもそれだけでいくわけではない、次の取引先を見つけていかなければならないし、技術あるいは設備の改善も行っていかなければならぬのだ、こういう精神的にも、また技術的にも資金的にも非常に苦労をされるわけでござります。そういった人たちから、せめて一年、そしたらもうとりっぱに立ち直れるんだといいう強い要請があるわけでございますので、そういうふたものにこたえてあげるのがまた政治の基本姿勢ではないかと考えますが、いかがですか。

○左近政府委員 この貸し付けの制度の内容につきましては、中小企業の方々のなるべく御納得のいくような制度が必要であることは事実でございますが、いま担当部長も申し上げましたように、そこをよくすればまた全体の経理に響いてくる、全体の経理に響きますと、今度創設いたしました

完済手当金をどれだけ出すかというところの選択権が、ことごとくも相なります。したがいまして、これは全体の共済の経理とも関係をいたしますし、実はこれについては法律で五年ごとにそらいら実態を踏まえて見直せということになつておりますので、われわれといたしましては今後そういう点は十分検討させていただきたいと思いますが、とりあえず今回はいろいろな御要望の中で一番要望が強くて、かつ現在の経理状態の中で何とかやれるものを選んで、大きく言つて三点の改正を準備したわけでございます。したがいまして、中小企業の方々の御要望はその他にもいろいろあるわけですがござりますので、そういう点については今後経理の実態を踏まえて、見直しの時期もございますので、そういう点でわれわれも制度の改善を長期的に図つてしまいりたいと考えております。

○横手委員 将来的にはそういうこととの検討の余地があるということございますので、私どもの方としてもまた具体的な御提案も申し上げていきたいと考えるわけであります。

次に、この制度は、取引先が倒産をし、受取手形が不渡りになつたとき適用されるわけになりますが、その際に、「倒産」とは」ということで解説がなされておるわけでございますが、法的に認められた手形交換以外のものはこの対象にならないということを現地の方で聞いたわけでございます。しかし、事務局の方に聞いてみますと、そうではないといふような返事でござりますが、ここに出されておりますパンフレットを見ますと、そのように書いてあるわけでござります。もしこのとおりであるとするならば、手持ちの手形が不渡りになつてもこの対象にはならない、こんなことになるし、大変不合理であると思うわけでありますが、ここについてお聞かせをいただきたいと思います。

す。先ほど御質問の手形交換所がない場合あるいは手形交換所が存在しましても不渡りを公表しない地域がございます。そういう地域につきましてはこの制度をどう適用していくか、いろいろ検討いたたけでございますが、私ども運用といたしまして、交換所がない場合あるいはあっても公表しないような場合には、たとえて申しますと金融機関の不渡りの証明等があれば対象にする、こういった彈力的な運用をしていくわけでございます。

○横手委員 そうしますと、手持ちの手形あるいは手形になつていなくても売掛金として明らかに証明されるものについては適用される、こういふことでござりますか。

○廣瀬政府委員 本制度におきましては、原則として、貸付対象は手形被害に限らず一般の売掛金債権を対象としているものでございます。そういう意味で、手形被害に限らず、もう少し広く被害を取り上げているということでございます。

○横手委員 そうしますと、先ほどもこのパンフレットのことと多少指摘がございましたけれど

○横田委員 様くわかりました。ただ、パンフレットを見ますとそういう印象があります。私も、あるところでこれはきわめて不合理なんですといふようなことを聞きまして、パンフレットを見たしらなるほどそういう解釈になるわけです。実際はすべての売掛金に適用しますよということであつて、そういう点の徹底を欠かれているのじゃないか、こんな気がします。少なくとも先ほど来懸命になつてこの制度を拡大していきます、いるから、一面まことに不合理なんだという言葉が聞かれるのは大変残念なことだと思いますので、ひとつ氣をつけてやっていただきたいと思う次第であります。そういった意味で、先ほどの指摘もあわせてPRに多少親切味がないような感じがします。そういうことと同時に、内容を含めてこの制度のPRの不足が感じられ、そのことがまた思ひどおり加入者がふえてこないことにつながっているのではないかということを御指摘申し上げておきたいと思います。

ついては、毎月の掛金額を二万円から五万円と  
うふうに非常に大きいたしました。その結果  
従来どおりの千二百万円を借りられる資格を得  
ためには二年で済むというふうな制度にもいた  
ました。一千百万円を借りる資格を得るにも三半  
で到達するということで、従来の五年に比べ  
して非常に早い期間にそういう資格が得られる  
けでございます。こういうことで中小企業の方  
の御希望に沿いたいというようになっておるわ  
たでございます。

○横手委員 この制度の健全な運営のためには、  
貸付金の債権管理が大変重要な問題だということ  
は先ほどから述べられておるとおりでございま  
して、債権の管理体制がどうなつておるかというよ  
うと、さらに今日の收支の均衡ということが、よ  
く新しく提案をされております完済手当金の具  
体的な実施の見通しの一つの柱になる、こういうふ  
うに思いますので、その一連の動き、完済手当金  
はいつごろから発動できるか、收支がどちら  
まで来たときにこれを発動するのか、こういうよ

については、毎月の掛金額を一千万円から五万円と  
うふうに非常に大きいたしました。その結果、  
従来どおりの千二百万円を借りられる資格を得た  
ためには二年で済むというふうな制度にもいた  
ました。一千百万円を借りる資格を得るにも三ヶ月  
半で到達するということで、従来の五年に比べ  
て非常に早い期間にそういう資格が得られるこ  
とがございます。こういうことで中小企業の方々  
の御希望に沿いたいというように考えておるわ  
けでございます。

○横手委員 この制度の健全な運営のために、  
貸付金の債権管理が大変重要な問題だということ  
は先ほどから述べられておるとおりでございま  
して、債権の管理体制がどうなつておるかといふ  
こと、さらに今日の収支の均衡ということが、よ  
く新しく提案をされております完済手当金の具  
体的な実施の見通しの一つの柱になる、こういうふ  
うに思いますので、その一連の動き、完済手当  
金はいつころから発動できるか、収支がどちら  
まで来たときにこれを発動するのか、こういうふ  
とも含めて御答弁をお願いいたします。

○廣瀬政府委員 最初の御質問の、貸付金の債権  
管理につきましてまず御説明を申し上げたいと申  
います。

事業団の債権管理体制といったしましては、五  
五年度から新たに債権管理課を設置しまして、償  
還金の請求及び収納業務並びに償還違滞となつた  
債権の管理及び回収に当たらせることにしてい  
ます。また、共済事業団には東京以外に事務所  
がございませんので、債権管理につきましては、商  
工會議所等の業務委託団体の協力が必不可  
欠でございまして、貸し付けを受けた者の地域の  
ある業務委託団体に債務者の実情の報告をさせ  
て外に事務所がございませんので、債権管理につ  
きましては、商工會議所等の業務委託団体の協力が必  
要でございまして、貸し付けを受けた者の地域の  
付者に破産、和議その他の諸事情が生じ、取り士  
て債権につき法的な解決を要するものも多いと想  
されることにしておるわけでございます。なお、被破  
産されますが、このような事態解決に関しま  
しては弁護士の協力を得る体制をとることも考え

○左近政府委員 完済手当金の問題について御説明申し上げます。

完済手当金は、共済の会計が必要とする経費と実際に得られる収入というものを見込みまして決めるわけでございます。それで現在の時点で不明なのは、一つは借入金の規模がどの程度におさまるか、これは非常に加入者がふえますと、貸し付け原資を借入金でそう賄わなくとも済むということがございます。もう一つは、貸し付けた貸付金の貸し倒れがどのくらい発生するかということが一つの要因になりますが、これも少し期間がたつてみないとなかなか推測ができるないというふうな二つの要素がございますので、現在の時点としてははつきりいつまでとということは言えないわけでございます。ただ法律で、余裕財源が生じているときということが書いてございますが、われわれの解釈しておるところでは、現実に何か利益が出ないとやれないというふうには思つておりますんで、そういう必要な完済手当金を払つても将来の収支が均衡する見込みが出てきたときには、完済手当金をやつてもいいというふうにわれわれは解釈しております。したがつて、利益を出してから完済手当金をつくるというほどのことをわれわれは考えておるわけじゃなくて、将来の計算をして、完済手当金を一定の比率支払つても何とかやっていけるということになれば、はつきり幾らにするといふことができると思ひます。したがいまして、五十八年度に完済者が出てまいりますので、その前に從来の実績をにらみながら幾らにするということを明らかにしてないと考えております。

の倒産防止共済制度というのを保険制度にすべきではないか、あるいは保険制度と併用すべきではないかというようないろいろな御意見があつたわけでございます。そういうこともございまして、法律に運営の実態に応じて五年ごとに見直すという条項が入つたのは、このことも一つの原因であります。今回も保険制度の導入の可能性について検討したわけでございますけれども、現在の共済制度における事故の発生も相当多くなっておりますので、現在のような事故率でございますと、保険にいたしますと相当多額の保険料を、たとえ掛け捨てにいたしましても出さないと収支が合わないというふうな計算になつております。したがいまして、現在の時点では保険制度を取り入れることははなはだむずかしいということで、今回の改正の時点では見送つたわけでございますけれども、そういう法律制定当時の御趣旨もございますので、これはやはり絶えず検討を続けまして、見直しの時期もございますので、見直しの時期にそういう点の可能性を絶えず探つて、必要があればそういう点の対策も考えていただきたいというふうに考えておりますが、残念ながら今回の改正ではなかなか成案が得られなかつたというのが現実でございます。

正取引委員会取引部と中小企業庁計画部は、中小企業に対する下請代金支払遅延等防止法等について通達を出されておるわけでございます。不当な値引き、不当な返品、不当な買いたき、こういったものの規制を強化していく、あるいはこれら不當な値引き、返品、買いたきについては積極的な規制を図り、関係職員に周知させ、一層の徹底を図る。このようなことが規制され、中小企業の皆さんにとっては大変力強いことだというふうに思うわけでございますが、ただ関係職員の皆さん方に周知徹底させるという通達だけでは、中小企業の取引改善、非常に弱い立場にある中小企業の皆さん方に政治が救いの手を差し伸べたといいましょうか、てこ入れをしてあげたということにならぬならない、実際に中小企業の人たちが、われらのために中小企業庁でここまでやつていただきなんだということが実感として私の手元にもあった、こういうのが大変親切な中小企業政策だと思うわけであります。この通達はまさに得たことであろうと思いますが、具体的にこれにどうやつて花を咲かせていかれるのか、このことについてお伺いを申し上げます。

て、その書面調査の結果また立入検査等々をやつておりますて、五十四年度は千八百件くらいの立入検査もやつておりますが、そういう具体的な調査、検査の過程でその基準に従つてチェックしてみると、ということを実施いたしまして、そうしてこういう事態に触れるならば下請代金遅延防止法の違反であるということで指摘をいたしたいということでございます。

なお、こういうことをやはり親企業の方々にも十分周知させるということが法の趣旨にも即するところでございますので、実は昨年から下請問題についての周知徹底をする月間というのを設けまして、その月間に内大企業の下請関係の担当者を集めまして、こういう法律になつております、こういうことが問題ですよということを十分教育をするということを始めております。本年もその月間を開きまして、親事業者の担当職員にもこういうことをやれば法律違反になるということを十分徹底させることをやりまして効果を上げていきたいというふうに考えております。

○横手委員 いつも申し上げることでございますが、政治は何を言らかといふことよりも、何をなすかということが大変大事なことであろうと思ひますし、そういう意味で中小企業が、法律はあるつても親企業に対してなかなか腹いっぱいのことと言えない、こういうような弱い立場にあるこれらの業界に対しても、積極的な指導あるいはそういう法律違反があつた場合に適切な、しかも姿勢を正した非常に強い指導なりをしていただき、それらの中の中小企業の救済、援助に当たるべきであるということを申し上げたいと思います。

私は与えられた時間はあと少しでございますので、以下三つの御質問を申し上げてそれぞれ御答弁をお願い申し上げたいと思います。本日のこの法案に直接関係のないものもあるうかと思ひます、ということがあります。

一つは、中小企業が輸入増によって倒産の危機に瀕しております。こういうことで、絹織物業の輸入規制の問題について各種団体からすでに通達

省あるいは大臣のところにも陳情が行つておると思ひますし、私のところも同様のものをいたいでおるわけでございます。これに対する通産省としての見解、そして今後の対策について大臣に御質問を申し上げます。

それからいま一つ、これも前回の委員会で御指摘を申し上げ、適切な答弁はもらえなかつたわけござりますけれども、中小企業救済というようなことも含めて現在、中小企業関係だけではございませんけれども、業種によつて電気税の減免措置がとられておるわけであります。その中で、織維産業を中心いたしまして紙業界等に電気税の軽減措置が行つておられます。これは、来年度はこの法律が切れる、こういう法律でござりますけれども、まだこれから検討がなされることでございましょうけれども、これらの制度については中小企業関係の皆さんには大変喜んでおられる制度でござりますので、今後ともにこれを存続すべし、こういうふうに考えておりますけれども、いかがございましょうか。

最後に、日本からのアクリル紡績糸の輸入をめぐつてアメリカの業界といいましょうか、アメリカのITCが日本製アクリル紡績糸の対米輸出品に対してダンピング、クロといふ判定を下しました。これに對して日本の業界は、これはまことにけしからぬということで、対抗策として米国の関税裁判所へ提訴を決定されたわけでござります。これに対する通産省のバックアップ態勢といいましょうか、そういった見解を含め、あるいはガットの中にありますアンチダンピング委員会に対する申し立ての問題、こういったことについて通産省の見解、大臣の見解をお聞かせをいただきたいということを申し上げて私の質問を終わります。

○佐々木国務大臣 私から一つ申し上げたいのは電気税の問題でござりますけれども、これはお話をしのうに五六年の五月末で一応期限が到来します。そこで、その延長問題でござりますが、私どもいたしましては前向きの姿勢で関係方面と折衝いたしたいと考えております。

○横手委員長 終わります。

○塩川委員長 これにて横手文雄君の質疑は終了

それから絹織物並びにダンピング問題に關しま

いました。

しては、それぞれの担当官から御説明申し上げたいと思います。

○児玉(清)政府委員 補足説明をさせていただきます。

まず第一にアクリルのダンピングの問題でございますが、これにつきましては化織業界におきましてアメリカの関税裁判所に提訴するという態度を決定いたしまして、期限であります五月九日までにその所要手続をとることになつて、これは踏まえまして存じのとおりでございます。これを踏まえまして政府といいたしましてもガットの場におきまして言葉べきところを十分言おうという腹構えでおるわけでござりますが、前提になります業界側からの資料がまだ提出されておりませんので、その正式な資料を十分吟味いたしまして、言うべき根拠その他を全部整理をいたしまして、そして交渉方針を確立すると、今後この件について強力に対処してまいりたい、このように考えております。

それから第一の絹織物の関係で秩序ある輸入をやるといふことでございますが、この件につきましては、従来も相当強力な手段によりまして秩序ある輸入といふものの確立に努力してまいつておりますけれども、この際、なお一層の内需の増進と、それから外国からの輸入の秩序化といふ両面でござりますが、最近における経済情勢の変化等により、現在、早急に対応すべき幾つかの重要な問題が現れております。

すなわち火災共済協同組合が行つた火災共済事業の事業範囲につき、最近の中小企業を取り巻く危険の多様化等に応じ、その拡大が要請されております。また組合活動の円滑化を図るため、事業協同組合等の役員選出方法として、従来の選挙制に加え選任制を認める必要性が高まつております。また組合活動の円滑化を図るため、事業協同組合等の役員選出方法として、従来の選挙制に加え選任制を認める必要性が高まつております。

以上でございます。

○佐々木国務大臣 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国の中小企業等協同組合等は、中小企業者の公正な経済活動の機会の確保、その自主的な経済活動の促進にきわめて重要な役割を果たしておりますが、最近における経済情勢の変化等により、現在、早急に対応すべき幾つかの重要な問題が直面しております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○塩川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

次回は、明七日午前十時理事会、午前十時三分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十四分散会

以上でございます。

○横手委員長 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

第一に、火災共済協同組合が行つた火災共済事業につき、その事業範囲の拡大を行うこととしてお

ります。すなわち從来の火災共済事業に加え、いわゆる組合共済事業を行ひ得ることとするとともに、組合員の使用人及び組合員たる法人の役員も本共済事業を利用し得ることといたしております。

第二に、事業協同組合、商工組合等の組合運営の円滑化を図るため、役員の選出方法について、従来の選挙制に加えて選任制をとり得ることとしたしております。

第三に、休眠組合の整理を行うこととあります。すなわち、最後の登記をしてから十年を経過した中小企業等協同組合等は解散したものとみなすことともに、解散の命令の通知の特例を設ける等、今後の休眠組合の整理を円滑化するための措置を講ずることといたしております。

以上がこの法律案の要旨であります。

以上がこの法律案の要旨を御説明申し上げます。

以上でございます。

以上でございます。

第一条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律五百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「火災により」を「共済契約であつて、火災により又は火災及び第九条の全部若しくは一部を括して共済事故としられるもののいずれかにより」に、「共済契約に「を」ものに改め、「一人につき」の下に「これららの共済契約に係る」を加え、「三十万円を超える」を「省令で定める金額を超える」に改め

第九条の七の二第一項第一号を次のように改め。

第九条の七の二第一項第一号を次のように改め。

第一組合員のためにする火災共済事業（火災により又は火災及び破裂、爆発、落雷その他の省令で定める偶然な事故の全部若しくは一部を括して共済事故としこれらのものにより財産に生ずることのあらる損害をうめるための共済事業をいう。以下同じ。）

第九条の七の二第一項中「親族」の下に「組合員たる法人の役員、組合員の使用人」を加え、「ために火災によりその財産に生ずることのある損害をうめるための」を「ためにする」に、「あわせ」を「併せ」に改める。

第九条の七の三中「共済金額の総額が百五十万円をこえる火災共済契約を締結することができず、かつ、当該共済金額の総額が火災共済契約を「、共済金額の総額が、火災共済契約（火災共済事業に係る共済契約をいう。以下同じ。）に、「の百分の十五」をに省令で定めるところにより算定した割合を乗じて得た額」に、「こえる」を「超える」に改める。

第九条の七の四第一項中「親族」の下に「組合員たる法人の役員、組合員の使用人」を加える。

第三十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第十一号中「選舉」の下に「又は選任」を加え

第三十五条に次の二項を加える。

12 第三項の規定にかかるわらず、役員は、定款の定めるところにより、総会（設立当時の役員は、創立総会）において選任することができる。

第五十九条第二項中「組合員」の下に「火災共済協同組合にあっては、組合員等」を加え、「こえない」を「超えない」に改める。

第八十二条の四第七号中「選舉」の下に「又は選任」を加える。

第八十二条の八中「第十一項」を「第十二項」に改める。

第一百六条第一項中「若しくは第百五条第一項」を「又は第百五条第二項」に改め。

「又は組合」に改め、「又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるとき」を削り、同条第二項中「又は中央会が」を「若しくは中央会が」に改め、「違反したとき」の下に「又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるとき」を加える。

第一百六条の二に次の二項を加える。

1 ただし、その組合又は中央会の代表権を有する者が欠けているとき又はその所在が知れないときは、この限りでない。

2 第一百六条の二の次に次の二項を加える。

（解散の命令の特例）

第六百六条の二の二 行政庁は、組合又は中央会の代表権を有する者が欠けているとき又はその所在が知れないときは、この限りでない。

3 第一百六条の二の二の次に次の二項を加える。

（解散の命令の特例）

第六百六条の二の二の二に次の二項を加える。

4 第一百六条の二の二の二の次に次の二項を加える。

（解散の命令の特例）

第六百六条の二の二の二の二に次の二項を加える。

5 第一百六条の二の二の二の二の次に次の二項を加える。

（解散の命令の特例）

第六百六条の二の二の二の二の二に次の二項を加える。

6 第一百六条の二の二の二の二の二の次に次の二項を加える。

（解散の命令の特例）

第六百六条の二の二の二の二の二の二に次の二項を加える。

7 第一百六条の二の二の二の二の二の二の次に次の二項を加える。

（解散の命令の特例）

第六百六条の二の二の二の二の二の二の二に次の二項を加える。

8 第一百六条の二の二の二の二の二の二の二の次に次の二項を加える。

（解散の命令の特例）

第六百六条の二の二の二の二の二の二の二に次の二項を加える。

（中小企業等協同組合法施行法の一部改正）

第一条 中小企業等協同組合法施行法（昭和二十四年法律五百八十二号）の一部を次のように改正する。

（中小企業等協同組合の解散の特例等）

第三十六条 昭和五十六年十月一日において、最後の登記をした後十年を経過している中小企業等協同組合は、その日に解散したものとみなす。

2 前項の規定により解散したものとみなされた中小企業等協同組合は、同項に定める日から三年以内に、総会において、総組合員又は総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の一以上の多数による議決を行うことにより、中小企業等協同組合を継続することができる。

3 前項の規定により解散したものとみなされた中小企業等協同組合を継続する場合に、前項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に継続の登記をしなければならない。

4 第二項の規定により中小企業等協同組合を継続する場合には、前項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に継続の登記をしなければならない。

5 前項の規定による中小企業等協同組合の継続の登記の申請書には、第二項の規定による決議があつたことを証する書面を添付しなければならない。

6 第二項の規定による中小企業等協同組合の解散の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）第九十一条の二（職業による解散の登記）の規定を準用する。

7 第二項の規定による中小企業等協同組合の継続については、新法第五十五条第七項の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

8 第二項の認可については、新法第二十七条の一の第四項から第六項までの規定を準用す

る。

9 第二項の規定による行政庁の権限については、新法第一百十一条第一項及び第三項の規定を準用する。

（輸出水産業の振興に関する法律の一部改正）

第三条 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第四条 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第五条の二十三第六項中「第百六条の二」を「第百六条の二の二」に改める。

第六十七条第一項「選舉」の下に「又は選任」を加える。

第六十三条第一項「選舉」の下に「又は選任」を加える。

第六十七条第一項「又は」を削り、「認めるとき」の下に「又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるとき」を削る。

第六十九条第三項中「又は」を削り、「認めるとき」の下に「又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるとき」を加え、同条第四項中「弁明の機会の供与」の下に「及び第百六条の二の二（解散の命令の通知の特例）」を加える。

附則に次の二項を加える。

（協業組合等の解散の特例等）

第十四条 昭和五十六年十月一日において、最後の登記をした後十年を経過している協業組合、商工組合又は商工組合連合会は、その日に解散したものとみなす。

2 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその一の第四項から第六項までの規定を準用する。

第三十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、

効力を生ずる。

第三十三条第一項中「選舉」の下に「又は選任」を加え

た協業組合、商工組合又は商工組合連合会

は、同項に定める日から三年以内に、総会に  
おいて、協業組合にあつては議決権の総数の過半数の議決権を有する組合員が、商工組合にあつては組合員の半数以上が、商工組合連合会にあつては議決権の総数の半数以上に當たる議決権を有する会員が出席し、それぞれその議決権の三分の二以上の多数による議決を行うことにより、協業組合、商工組合又は商工組合連合会（以下「協業組合等」といふ。）を繼續することができる。

3 前項の規定による決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第二項の規定により協業組合等を繼續する場合には、前項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては一週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に継続の登記をしなければならない。

5 前項の規定による協業組合等の繼續の登記の申請書には、第一項の規定による決議があつたことを証する書面を添付しなければならない。

6 第一項の規定による協業組合等の解散の登記については、商業登記法第九十一条の二（職権による解散の登記）の規定を準用する。

7 第一項の規定による商工組合又は商工組合連合会の繼續については、第四十七条第一項において準用する協同組合法第五十五条第七項（総代会）の規定を準用する。

8 第三項の認可については、第五条の十七第一項及び第四十二条第二項の規定を準用する。

（商店街振興組合法の一一部改正）

第五条 鉛工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「第一百六条の二」を「第一百六条の二」に改める。

（商店街振興組合法の一一部改正）

第十三條第二項中「火災により」を「共済契約であつて、火災により又は火災及び破裂、爆発、落雷その他の通商産業省令で定める偶然な事故の全部若しくは一部を一括して共済事故としこらのもののいずれかにより」に、「共済契約に」を「ものに」に改め、「一人につき」の下に「これらの共済契約に係る」を加え、「三十万円をこえる」を「通商産業省令で定める金額を超える」に改める。

第四十二条第一項第十一号中「選挙」の下に「又は選任」を加える。

第四十四条に次の二項を加える。

11 第三項の規定にかかるらず、役員は、定款で定めるところにより、総会(設立当時の役員は、創立総会)において選任することができる。

第八十五条中「若しくは第八十一条第二項を「又は第八十一条第二項」に、「若しくは組合」を「又は組合」に改め、「又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるとき」を削る。

第八十六条第二項中「違反したとき」の下に「又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるとき」を加える。

第八十七条に次の二項を加える。

(解散の命令の通知の特例)

第八十七条の二 行政庁は、組合の代表権を有する者が欠けているとき又はその所在が知れないときは、この限りでない。

第八十七条の次に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、当該命令は、官報

に掲載した日から二十日を経過した日にそち  
効力を生ずる。

(施行期日)  
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三百  
を超えない範囲内において政令で定める日  
施行する。ただし、第一条中中小企業等協  
同組合法第九条の二第一項、第九条の七の二第一項  
第一号及び第二項、第九条の七の三、第九条の  
七の四第一項並びに第五十九条第二項の改正  
規定、第六条中商店街振興組合法第十三条第二項  
の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定  
は、公布の日から起算して六月を超えない範囲  
内において政令で定める日から施行する。  
(共済金額の制限の特例)

第二条 中小企業等協同組合法の一部を改正す  
法律(昭和三十二年法律第百八十六号)附則第一  
条の規定により同法による改正後の中小企業等  
協同組合法第九条の二第二項(同法第九条のナ  
第四項において準用する場合を含む。)の規定を  
適用しないものとされた事業協同組合又は協同  
組合連合会であつて、前条ただし書に定める日  
において現に第一条の規定による改正後の中小  
企業等協同組合法(以下「新組合法」という。)第  
九条の七の二第一項第一号の火災共済事業を行  
つているものについては、新組合法第九条の二  
第二項(新組合法第九条の九第四項において準  
用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なむ  
従前の例による。

(輸出入取引法の一部改正)

第三条 輸出入取引法(昭和二十七年法律第一  
百九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の十六中「組合員が」を「組合員(火  
災共済協同組合にあつては、組合員等)が」に改  
める。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定す  
る改正規定については、当該改正規定)の施行  
前にした行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

昭和五十五年五月六日